

海岸環境改善のための報償制度

— ブルーフラッグ運動の例 —

Awards for Improving the Coastal Environment

— The Example of the Blue Flag —

石井昭夫^{*} 監訳

Akio ISHII

監訳者まえがき

観光は世界最大の産業である。言葉を換えれば、観光者は最も贅沢な消費者でもある。非日常の休養や活動を求めて航空機に乗って地球の隅々へと飛び、汽車、バス、乗用車に乗って大量のエネルギーやガソリンを使用し、デラックスなホテルで眠り、贅沢な物を食べ、水不足の島々でもプールに真水を惜しげもなく満たす。そうした観光者の行動のために空港を造り、ホテルを建て、自動車を製造する……。世界最大の産業と言われる所以であると同時に、地球環境問題に対する最も責任の重い産業のひとつでもある。

しかし、1992年の地球サミットで採択された地球環境保全のための行動計画「アジェンダ21」には、多数の分野にまたがる観光は観光の名前では登場していない。そこで、1995年に世界観光機関(WTO)、世界旅行産業会議(WTTC)、地球会議(the Earth Council)の3者が協力して観光分野における環境保全のための行動計画「観光産業のためのアジェンダ21」を作成し、全世界へのアピールを行った。

1999年度の3年ゼミで、この「観光のためのアジェンダ21」を講読し、成果の日本語訳を本観光学部紀要第2号に掲載することができたが、2000年度の3年ゼミでは、これの延長として、観光における環

境保全運動として早くから注目されていたヨーロッパのブルーフラッグ運動を取り上げた。ブルーフラッグ運動とは、ひとこと言えば、ビーチの安全、衛生・清潔、美観、環境保護のための一定の基準を満たすと、その証明であるブルーフラッグを掲げる権利を報償として与えられるという制度である。規制に頼るより、自主性と経済原則によって効果をあげる方式、すなわち、環境を保護することによって多くの客を獲得できるいわゆるエコラベルの原則をいち早く導入した制度の一つである。この運動は大なる成果を上げ、今では国連環境計画(UNEP)の積極支援によってヨーロッパの外への適用も推奨されている。

UNEP、WTO、ブルーフラッグ運動の主催者である欧州環境教育財団(FEEE)の3者が共同刊行した紹介冊子は、幸い本運動の国際展開を期待して著作権を放棄しているので、以下のゼミ有志6名のグループ研究の一環として翻訳作業にあたらせた。

わが国でも同様の海岸環境改善運動が展開されることを期待して、関心ある方々のご参考に供したい。

共訳者(立教大学観光学部3年):

井手拓郎、岩田亜理紗、武尾昭秀、

田嶋 零、都築玲子、水田行紀

* 立教大学観光学部教授

ブルーフラッグ運動

ヨーロッパのビーチ環境改善の報償制度

目 次

序 文	103
第1章 海岸地帯の重要性	103
1. 総合的な海岸地域管理	
2. ブルーフラッグ運動の背景	
第2章 ヨーロッパのブルーフラッグ運動	105
1. 運動の目的	
2. 運動の仕組みと組織	
3. 運動の資金	
4. 運動の監視体制	
第3章 ブルーフラッグの選定基準	110
1. 水質	
2. ビーチの安全管理	
3. 環境に関する情報と教育	
第4章 ブルーフラッグ運動から学ぶべきこと	117
1. 運動成功の理由	
2. 試行プロジェクト	
3. 内陸の自然水域	
4. 海岸環境への懸念	
5. ブルーフラッグ運動の有効性	
第5章 ヨーロッパ外への運動の展開	119
1. 地理的特性の重要性	
2. 社会経済的な問題	
3. 法制面の配慮	
4. 活動のためのチェックリスト	
5. 成功のための条件	
6. 結論	
付属文書 ヨーロッパのブルーフラッグ運動の基準	124

序 文

世界の海岸地域は、今日すでに多くの人々が住み環境的な汚染の危険にさらされているが、今後もさらなる産業開発や都市化の進展、海洋資源の開発や観光開発などで、ますます多くの負荷にさらされるであろう。それゆえ沿岸資源の多様な利用を統合し、相互の調整や環境との調和を計りつつ発展していけるよう対策をたてることが急務である。「アジェンダ21」、中でもその第17章「海洋の保護と利用」は、このことの必要性を強く主張している。

本書は、観光を海岸環境とよりよく調和させる方法のひとつである「ヨーロッパのブルーフラッグ運動」を紹介しようとするものである。ブルーフラッグ運動は10年の歴史を有する海浜浄化運動で、欧州のビーチが水質やクリーン度や安全に関わる一定の基準を満たすと、その証明であるブルーフラッグを掲げる権利を報償として与えられる制度である。欧州委員会からの豊かな財政支援やモラル・サポートを得て、ブルーフラッグは欧州の海岸環境の質を示すシンボル・マークとなった。今ではビーチを有するヨーロッパ中の市町村が、ブルーフラッグが証明する高いステータスとそれがもたらす来訪客の誘引力を競って求めるようになり、1995年には欧州の1463に及ぶビーチにブルーフラッグが翻るに至っている。(訳注：2000年には1873カ所)

すでに相当期間にわたって、国連環境計画・産業環境センター (UNEP/IE) が、ブルーフラッグ運動の実施機関である欧州環境教育財団 (FEEE: Foundation for Environmental Education) と世界観光機関 (WTO) との協力のもとに、この運動をヨーロッパ以外の地域に拡大する可能性を調査してきた。運動の域外への拡大に際してどのような問題が存在するかの研究を外部に委託して行ったのもそのひとつである。

研究の成果のひとつは、ブルーフラッグ運動のような仕組みが、海岸環境の重要性に対する認識の向上に大きな役割を果たしたことを確認できたことであった。しかし、ブルーフラッグ運動は、ヨーロッパの置かれた条件下に、ヨーロッパ人のニーズに応える形で急速かつ効率的に発展してきたものである。世界の他の地域では、ヨーロッパとは海岸環境が地理的にも形態的にも異なる上、社会的、経済的状況も共通点に乏しく、海岸環境は欧州とは異なる脅威にさらされてい

る。そうした地域でも類似の仕組みを作れば大いに役立つはずである。ヨーロッパ生まれのブルーフラッグ運動を非ヨーロッパ地域にそのまま移植することはできないかもしれないが、ブルーフラッグ運動の原理と問題意識は世界のどこにでも通用する普遍性を有しており、やり方次第で応用が可能であろう。

ビーチの表彰というスキームを採り入れたいと望む他の国や地域は、ブルーフラッグ運動の経験から多くのことを学ぶことができるであろう。そのため本書の最終章は、環境を守る海岸を表彰する仕組みを導入する際に遭遇するであろう諸問題と、それらを乗り越えて運動を成功に導くために取るべき行動を概説している。

第1章 海岸地帯の重要性

現在世界の人口の半数以上が海岸線から60km圏内に住んでおり、2020年にはその数は4分の3に達するであろうと予想されている。世界の海岸地域は急速な都市化の波にさらされ、増大する人口に起因する問題、観光を初めとする大型産業の圧力、海洋資源の過度の開発などの重圧をうけつつある。結果は海水や淡水の汚染、大気汚染、海洋及び土地資源の損失、文化的資源の損失、市民利用の制限、土壌の劣化、騒音や交通渋滞の悪化が進むこととなる。

観光は多くの海岸地域において最重要産業である。1994年には世界の年間の総国際観光収入が3200億ドルを越え、国際観光客数は総計5億2800万人に達した。これらの観光収入や観光客数が海岸地域の環境に影響を与えている度合いは大きい。なぜならビーチホリデー、すなわち「太陽と砂浜」観光は今も最も一般的な観光形態だからである。言い換えれば、海岸地域は観光産業の最重要資源のひとつであり、資源維持のため、早急に海岸を保護し質の向上を計る必要がある。

これまで、海岸地域を保護し、また持続可能な海岸開発を奨励する多くの試みがなされてきたが、成功した例はほとんどない。その主な理由は、大部分が特定セクター限りの行動にとどまる一方、多くの地域で海岸資源の激しい争奪が行われていたからである。例えば、観光客用ビーチやマリナーのため、養魚場や発電所の冷却水のためなど、海岸地域の利用拡張をめぐる争争が多発していた。

海岸地域の環境が観光開発によって悪化してきたこ

とも事実である。例えば、地中海地域の主要リゾートの多くは、夏の観光シーズン中の人口が2倍以上になり、自治体はこれを支える資源の確保に四苦八苦する。結果として、地中海の海水浴地域のいくつかは汚染され、魚類が乱獲され、天然の湿地帯が干上がり、下水排水の処理が危機的状況に陥ったりしている。UNEPの報告書によれば、一例として、ロードス島は島内4か所のビーチの汚水処理のために、1990年代初期には毎年800万ドル以上の経費負担を強いられたとしている。同報告書は次のように記している。

海岸資源は、いかなるグループに対しても、他を排除する独占利用を許してはならない。海は共用の廃水処理場ではないのである。……ほとんど全ての海岸・海洋地域は多様な物産やサービスを生産し、あるいは生産を支えている。特定分野だけでの問題解決は、他の資源や産物やサービスに問題を転嫁させるだけである。観光は、当該地域が訪問者にとっての魅力を失えば繁栄できない。漁業は、他分野のもたらす諸問題のつけを引き受けさせられがちである。工業や発電所は他分野の活動を阻害する環境悪化につながりやすい。それらを考え合わせれば、海岸地域の適正な管理のために、各分野が協力して皆が納得できる結論を見出す仕組みが必要である。

(UNEP「海岸・海洋地区の統一管理のためのガイドライン」より)

1. 総合的海岸地域管理

負荷が増大し続けると、問題はもはや他に転嫁不能となる。海岸の腐食の風下への転嫁、水質汚染の下流への押しつけ、あるいは煙を高く上げるほど遠方に分散する大気汚染などは、海岸の利害関係者にとって受け入れられない問題先送りである。かくて環境コストを経済効果の評価の中にあらかじめ組み込み、コストを他分野や次世代に転嫁することのないような仕組みを作らなければならない。海がもたらす諸資源や恵みを奪い合うのではなく、現在と将来を見通した協調ある解決をもたらす総合的アプローチが追求されなければならない。その目的は、経済的、生態的、社会的に受容可能な海岸・海洋の管理政策を樹立することにほかならない。

総合海岸地域管理 (integrated coastal zone

総合海岸地域管理 (ICZM) の基本原則

- * 海岸地域はユニークな資源システムであり、特別な管理と開発アプローチが必要である。
- * 水が海岸資源システムを統合する主たる力である。
- * 陸地と海洋の利用は一体として計画・管理されなければならない。
- * 水際は海岸管理計画の焦点である。
- * 海岸管理の境界線は、問題の性質に基づいて決められ、かつ順応性が必要である。
- * 海岸資源管理の主眼点は共有の基本資源を保全することである。
- * 自然災害からの保護と自然資源の保護はICZM計画においては一体として扱うべきである。
- * 国内の全てのレベルの政府が海岸管理と開発計画に参画すべきである。
- * 自然環境保全と連動する開発アプローチは、とりわけ海岸地域に適切である。
- * 海岸管理計画においては、経済的社会的利益の評価に係わる特別の配慮と大衆の参加が必要である。
- * 持続可能な利用のための環境保全は、海岸資源管理の主たる目標である。
- * 複合利用管理方式は大部分の海岸資源システムにとって適当である。
- * 海岸資源の持続可能な利用にとって分野横断的な参画が不可欠である。
- * 伝統的な資源管理は尊重されるべきである。
- * 環境アセスメント・アプローチは効果的な海岸管理にとって不可欠である。

資料：Clark J.R. Integrated Management of Coastal Zones, FAO Fisheries Technical Paper No.327, 1992

management: ICZM) はこのようなニーズから生まれた政策であり、海岸地域における環境的に持続可能な開発のための、先駆的で継続的かつ適応性のある資源運営のプロセスである。ICZMの3大目標は次の通りである。

- * 教育訓練、規制、人材配置を改善して分野別管理の強化をはかる
- * 動植物棲息地の破壊や汚染を防ぎ、過剰開発を抑

制することによって、海岸地域の生物多様性を保護する。

* 海岸資源の合理的開発とその持続可能な利用を促進する

ICZMの基本原則は前ページの囲み記事のとうりである。

2. ブルーフラッグ運動の背景

本書が紹介するブルーフラッグ運動は以上を背景とし、地域住民や観光客にクリーンで安全なビーチやマリナーを提供したいと願う地方政府を支援する手段として1980年代半ばに始められたものである。しかし、この運動はやがて海岸地域の環境改善というはるかに広い文脈の中で展開されるようになり、採用する環境保全の基準も、運動が成熟するにつれて強化されてきた。運動の長期目標は：

* 海岸環境に対する認識を深め、

* 地方当局や関係者の意志決定プロセスに環境問題への配慮をインプットすること

である。1994年には、ブルーフラッグ戦略の焦点は、個々のビーチの問題から地域政策へと幅を広げ始める。この重要な政策転換は、総合的海岸管理の重要性を認識することによってもたらされたものである。すなわち、観光は限られた海岸資源を他分野と争わなければならない産業のひとつである一方で、訪問者を惹きつけるに足る清潔で汚染のない環境なくては成立し得ないという認識である。そうした条件は、ばらばらの対策でなく総合的な海岸の管理なしにはあり得ない。

ブルーフラッグの報償の仕組みは、環境基準を守らせるために企業や地方政府を法律で強制した過去の規制とは発想が違うことを理解すべきである。これまでの法による規制にも、もちろん重要な役割があるが、自発的で罰則なしに自主的改善を奨励するという方式も次第に受け入れられつつある。ブルーフラッグ運動はこの方式のひとつである。報償制度やエコラベルの使用は観光産業においてよく用いられているが、今までのところ、環境的目標を達成するための有効性について客観性ある報告が少ないのも事実である。

第2章 ヨーロッパのブルーフラッグ運動

ブルーフラッグ運動とは、安全で清潔なビーチやマ

欧州環境教育財団

The Foundation for Environmental Education in Europe (FEEE)

欧州環境教育財団は、キャンペーンの実施や環境教育の重要性の啓蒙活動などを通じて環境教育の普及を目的とする組織である。国内で関係のプロジェクトを実施しつつ、国際運動にも参画する各国の組織のネットワークである。本部はデンマークにおかれ、現在、ブルーフラッグ運動、エコ・スクール、環境のためのヤング・レポーターという3大キャンペーンを実施している。

リナーを提供しようとする地方政府やそのパートナーの努力に報いるための報償制度である。報償であるブルーフラッグは、安全と清潔を示す多くの最低基準を満たしたビーチやマリナーに1年ごとに授与される。また、最低基準の他に、さらに上位の一連の推奨基準が設けられており、これらを満たすことができれば、毎年受賞の際に考慮される仕組みになっている。ビーチ選択に関わるこれらの基準は次章以下で項目別に扱うこととする。

ブルーフラッグ運動は、ヨーロッパにおける環境教育のためのネットワークである欧州環境教育財団(FEEE: 別項の説明を参照)が組織する運動である。FEEEの初期のプロジェクトの一つに、出発地を記したメッセージを入れたボトルを海に漂わせるという汚染源追跡運動があった。漂うボトルによって海での固形廃棄物の拡散を追跡する方法が生み出され、ここから三本の波頭を漂うボトルの図柄がこの運動のロゴとなった。このロゴが発展してブルーフラッグとなり、ブルーフラッグ運動が誕生した。

最初の11本のブルーフラッグは、1985年に海水浴場の水質や汚染処理において高水準を達成したフランスの市町村に授与された。翌年は志願地域が4倍になり、43のブルーフラッグが授与された。1987年にはFEEEがEC委員会の支持を得てこの運動を引継いだ。1年後、運動は他の8ヶ国(デンマーク、ドイツ、ギリシア、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、英国)に広がり、391のブルーフラッグが与えられた。1995年にブルーフラッグは1454のビーチと337のマリナーに翻えり、ブルガリア、キプロス、フィンランド、トルコがキャンペーンに参加し、エスト

ニアとスウェーデンでも試行が始まった（訳注：2000年現在、東欧諸国を含む21カ国が参加し、1873のビーチと652のマリーナに翻っている。）そしてブルーフラッグは海岸のビーチやマリーナ（マリーナは本書では扱わない）のみならず、内陸の自然水域にも授与されるようになった。

1. 運動の目的

運動の主たる対象は地方政府と一般市民と観光産業である。その主な目的は海岸の環境についての認識を向上させ、地方政府やそのパートナーの意思決定過程に環境問題への配慮をインプットすることである。

ブルーフラッグ運動は、様々な環境基準を満たそうとする産業界の自主的努力というさらに広範な活動の一環として位置付けられる。自主規制は、従来の中央政府や地方政府による「命令と規制」とそれに従う受け身の産業界という図式より、受けもよく効果も大である。

長期的にみれば、ブルーフラッグ運動によって触発された自主規制という形の運動の目標は以下の促進を計ることである。

- * 海岸資源の持続可能な利用
- * 海岸地域の一体的管理の必要性の認識
- * 利用者にとって海岸の環境が重要であるという認識
- * 水質に関わる国の堅実な政策

これらの目標は、具体的に設定した一連の基準を満たした海岸を年ごとに表彰することによって達成される。賞の価値は、受賞したという事実が海岸環境の利用者に送るメッセージそのもの、すなわち、環境への配慮によって管理された清潔で安全なビーチであることを象徴的にアピールできることである。ブルーフラッグは、観光客を上質の環境に誘うビーチ用のエコラベルにはかならない。

このメッセージが効果的かつ積極的に受入れられたことに疑問の余地はない。例えば1995年だけで、フランスの全国版と地方の90種の出版物がブルーフラッグ運動を取り上げ、合計278の記事が掲載された。その中でブルーフラッグ運動を批判したものはわずか1件だけであった。

ブルーフラッグ計画の大切な原則のひとつは、知識が向上し基準値が上がるにつれ、参加地域に対してさらに高い目標を設置することである。右上の囲み記事

ブルーフラッグ基準の発展の経緯

- 1987年：海水浴の水質全体及び大腸菌許容基準は、当該国の基準もしくは欧州連合（EU）の同種の強制基準のうち、どちらか厳しい方とする。
- 1990年：環境教育の実施が必須基準となる。
- 1992年：水質全体及び大腸菌許容基準が、国内基準に関わりなく、EUの理事会指令の定める強制基準と指導基準の両方を満たすことへと強化された。
- 1993年：水質基準にあらたに糞尿連鎖球菌 faecal streptococci の含有許容限度を設定
- 1994年（以降）：ブルーフラッグの戦略が個別のビーチの重視から、コミュニティの政策重視へと方向転換
- 1996-97年：交通管理、リサイクリング、排水管理、海岸地域のゾーン計画などに係わる新基準が導入される予定
- 2000年以降：廃水処理のレベルを、来訪客数、海岸管理計画、新開発地に対する環境アセスメント、リサイクリング、などの状況に対応した基準とする予定

はこれまでにどのように基準値が変化し、将来どう変化するかを示したものである。

ブルーフラッグ運動の成功の背景には多くの要因があるが、そのうち最も重要なものは次の4つであると思われる。

- * ブルーフラッグの受賞基準が事前に設定されていたこと。
- * 賞の有効期間は1年で、毎年更新の努力をしなければならないこと。
- * 受賞した年であっても、年内に状況が悪化しブルーフラッグの基準を満たさなくなれば資格を失うこと。
- * 賞は、利害関係者の影響を受けない独立した委員会によって決定されること。

ブルーフラッグの受賞は簡単ではない。例えば、1995年にフランスの160の市町村がブルーフラッグを申請したが、その内わずか82地区しか授与されなかった。平均すれば、多くの参加国で、受賞地は申請地の半数に満たないのが実情である。

2. 運動の仕組みと組織

ブルーフラッグ運動の仕組みは、地方レベル、全国レベル、国際レベルの3つの段階で同時進行している。

地方の組織

地方政府は、地域の様々な組織と共同でブルーフラッグの申請を行なうという最初の決定をする。政府以外の地方組織とは当該地域の協会・団体、観光関連企業、観光者自身の組織、地域住民の代表などである。賞の申請は、国のブルーフラッグ運営組織に対してなされるが、その申請は地方政府が行わなければならない。言い換えれば、地方政府がブルーフラッグ運動の中核であるということであり、何よりもまず、地方政府がブルーフラッグ運動の意義を理解し、ヨーロッパのビーチの状況改善の必要性を認識していなくてはならない。下の囲み記事は、ブルーフラッグの基準を満たそうとする努力によって実現した最近の改善の事例

ブルーフラッグ運動に 触発された改善例

ブルガリア (1995) : 海水の状況と砂丘の植物に関する刊行物を発行

コルシカ島カルヴィ (1995) : 家庭のごみ処理の新しい方法に関する競争入札を実施

フランス国ディエップ (1995) : 海水浴場の水質改善のための予算措置として 9000 万フラン (1800 万米ドル相当) 以上を計上

英国 (1990-95) : 乗用車、自転車、歩行者、及び身障者それぞれのためのアクセスの改善

ギリシャ国ラシッティ : 人造湖周辺に自然地域及び湿地帯を造成

スペイン (1992 ~) : ブルーフラッグ運動が1992年の海岸法 Sea Shore Act の順守を主張

トルコ : ボドラム・ヤシ・ビーチ付近の環境に悪影響のある不法建築物を撤去

イタリア国ポルトベネーレ (1994) : ビーチから200メートルの距離にある小島に環境教育センターを設置

デンマーク国スカルスコール (1944) : 長期失業者を対象とするブルーフラッグのガイド養成スキームを開発

を挙げたものである。

地方政府はビーチの管理について多くの義務を負っており、その内容は概要以下の通りである。

- * 水質が確実に基準を満たすようにする
- * ゴミを收拾し、環境維持にふさわしい処理をする
- * ビーチの客の安全を保証する
- * 環境悪化が起こらないようビーチを管理する
- * ビーチを美的観点からも快適な状態に維持する
- * 客に環境保護の必要性、安全対策、利用できるサービスについて知らせる
- * 地域計画の中に環境への配慮を組み込む
- * 環境教育や環境情報を改善する
- * ブルーフラッグの申請を行なうために関係者との調整を行なう
- * 受賞後には現地を調査し、その状況を国のブルーフラッグ運営母体に報告する
- * 受賞したビーチに旗を掲げ、達成した基準を表示する

全国組織

国レベルのブルーフラッグの運営組織は、非営利、非政府 (NGO) の機関とし、この組織は以下を行なう

- * 国内でブルーフラッグ運動のキャンペーンを行なう
- * ブルーフラッグの申請を行なおうとする者に対し、基準達成のための助言と指導を行なう
- * 申請者の提供する情報が真実であるかどうかを確認する
- * 国内でのキャンペーンが国際ガイドラインに沿って行われるよう管理する
- * 受賞地域が結果として生じる責任を確実に果たすよう監督する

国のブルーフラッグの運営組織は既存のNGOが受け持つことが多い。例えば英国では、Tidy Britain Groupが国のブルーフラッグ運動を実行しているという意味でブルーフラッグの運動組織であるし、ギリシャではギリシャ自然保護協会が運営を担当している。また、オランダのように、国の運動組織としてオランダFEEEがあるが、実際はその協力機関である王立ツーリング・クラブが実行上の責任を担っているような国もある。このような形態をとるのは、既存の組織が運営に当れば、事務所経費を節約でき、手続きも簡素化し得るからである。

このほか国内運営組織は、申請地域を審査し、必要な基準を満たしていると思われる地域を推薦するための国内審査委員会の運営の任に当る。最も重要なことは、推薦の可否は運営組織だけが決めるのではなく、幅広い関係者による公平な審査によって決定されることであるのはいうまでもない。審査委員会に代表を送る国の機関としては次のようなものがある。

- * 水質の検査など水質に関わる施策の担当省庁
- * 海岸部の管理、自然保護、観光に関わる行政担当省庁
- * 海岸および海上の安全対策を担当する省庁

国内審査委員会には、このように環境、保健衛生、観光、海上保安などを所管する省庁や自治体の全国協会、消費者団体、環境関係団体などの代表を含むのが普通である。別掲の例は国内審査委員会の典型例である。

国内の運営組織は、国内審査委員会から推薦を受けると必要手続きを行なう。推薦された候補地の名は、全欧審査委員会に送られ、他地域からの推薦地とともに審査を受ける。この審査委員会はあらゆる異議・疑問に対する最終決定権を与えられている。

全欧審査をパスした候補地名は、あらかじめ日時を設定した国内組織主催の表彰式において一斉に公表される。この日は6月の第一週に設定されるのが常である。

国内のブルーフラッグ運営組織は国内の多数のパートナーと協力しなければならない。例えば、多くの国で通常海水浴のための水質に目を光らせている保健省

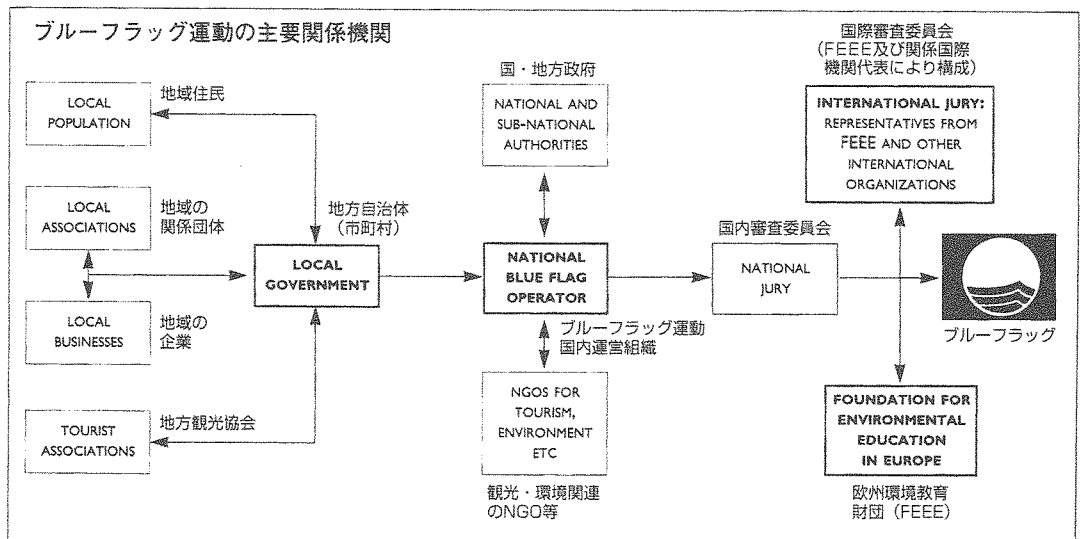
や環境省内の部局はもとより、観光担当省庁や海上の安全を担当する省庁、海岸の管理や自然保護を扱う環境関連省庁が協力を求められる。これらの諸機関がブルーフラッグ運動の必要とする技術的、政治的サポートを与えてくれることになるだろう。

また、国内運営組織は、地方レベルのどのような関係組織に協力を求め、かつ、運動についての情報を提

国内審査委員会の構成員 (フランスの例)

国内審査委員会は賞の独立性を保証するため、その構成の在り方は重要である。フランスの場合、県レベルで申請の可否を判定する25の県委員会が存在しており、これらの代表は全国レベルの国内審査委員会に代表を送っている。国内審査委員会は県代表のほか、下記により構成されている。

- * フランス・ブルーフラッグ運営組織代表7名
- * 環境省水資源局長
- * 環境省自然・田園管理局長
- * 保健省保健総局長
- * 建設省観光局代表1名
- * 建設省海洋局代表1名
- * 海岸地域保存協会会長
- * 環境問題に詳しい著名な学識経験者1名



国内運営機関の予算

ブルガリア：年額800,000BUL	
内訳：企業の賛助金	30%
公的補助金	43%
手数料	27%
キプロス：年額2,000CYP	
内訳：キプロス・海岸地域保護協会	62.5%
キプロス政府観光局	25%
その他の賛助金	12.5%
デンマーク：年額US\$175,000	
内訳：手数料	75%
戸外審議会	20%
賛助金	5%
ギリシャ：年額US\$76,000	
内訳：環境省	85%
手数料	8%
寄付金	7%
アイルランド：年額US\$22,000	
内訳：環境省	100%
ポルトガル：年額US\$82,000	
内訳：中央政府、地方政府計	45%
手数料	29%
ボランティア活動等	26%
スロベニア：年額1,000万SIT	
内訳：中央政府	70%
賛助金	30%
スペイン：年額US\$90,000	
内訳：中央政府	63%
賛助金	33%
FEEE補助金	4%
スウェーデン：年額US\$44,000	
内訳：現在手数料のみ。将来は賛助金を求める予定	
トルコ：年額51億TL	
内訳：手数料	67%
観光省	29%
FEEE補助金	4%
英国：年額US\$37,000	
内訳：手数料	67%
Tidy Britain Group	33%

供すべきかについても決定する必要がある。多くの国において、地方レベルの政府機関が保護地区の管理、環境の質の監視、廃水処理や固形廃棄物処理などの全部または一部を担当することが多いからである。フランスでは、県の衛生委員会が市町村の提供する情報が正確かどうかを審査する権限をもち、ブルーフラッグ獲得を望む市町村の意向に左右されることなくその任に当たっている。スペインとドイツでは、州が大幅な自治権を持っており、ブルーフラッグ運動においても、他の国とはやや異なる対応をしている。スペインの場合は市町村の申請を州が承認することになっているし、ドイツの場合は州が連邦政府以上に厳しい環境規制を課すなど環境政策の実施責任を担っているからである。したがって、ブルーフラッグ運動の成功のためには、連邦政府のみならず、州などの中間の地方政府の支援も必要である。

国際機関

2か国以上にまたがる場合、当然ながら1か国だけの場合より価値があり有効であるが、なんらかの形の国際調整機関が必要となる。しかし、ブルーフラッグ運動の国際機関は、多くの国内機関を結ぶネットワークとして機能する組織にしては異例で、全欧をカバーする金のかかる中央機関のようなものを持たず、小規模のセンターがデンマークにあるだけである。この組織の主たる業務は、各国の国内組織を招集して共通の課題や将来の問題を討議する会合を主催し、国際的な協定を結び、ノウハウを交換し、欧州の統一した情報や宣伝印刷物を作成し、かつ、全欧審査委員会を運営することである。

全欧審査委員会はFEEEが運営する。委員会のメンバーはFEEEの会長、副会長、事務局長及び欧州連合(EU)の第11総局の代表で構成する。全欧審査委員会の主たる仕事は、疑問の余地ある申請を裁決することと、1995年に作成したブルーフラッグ賞についてのルールに基づいて「ブルーフラッグが翻るところがあれば、その意味と保証される基準を誰もが理解できるようにアピールすること」である。

3. 運動の資金

国際レベルの運動資金はEUからFEEEに供給される資金によっている。国内の運動資金は大きな額は必要ではないが、それでもスタッフに給与を支払い、会

議費を負担し、広報活動を実施する資金が必要である。これらの資金は通常3つの資金源によっている。政府の補助金と業界の賛助金と手数料である。

前ページの囲み記事は各国の運動母体の資金源を示すものである。活発な活動を実施している国（数百のビーチを対象とする国）の主たる経費はやはり人件費である。典型例ではフルタイムの雇用が1人、半日雇用が1人、審査に当たる5人の専門家の合計日当（年間250日分）といったところである。他方、試行段階の国では、スタッフはボランティアによる場合や、FEEEからの小額の補助金を使用するケースが多い。

フランスやアイルランドの国内組織のように、環境、観光、水資源などを所管する省庁から直接必要経費を受けている国もあるし、イタリーの例では、むしろ殆どの財源を産業界からの拠出に頼っている。産業界からの拠出がある場合には、賞の推薦に影響が出ないよう、業界は審査委員会に代表を送らないのが普通である。英国をはじめ、手数料を主たる収入源としている国もある。手数料にはいくつかの種類があり、会費、申請に伴うコスト負担としての手数料、フラッグ代などである。手数料等を課しているところでは、一般に対価としていろいろなサービスを提供している。英国の場合の申請手数料は750ドルであるが、この中には助言、事前調査費、書面によるコンサルティング、フラッグ代、パンフレット、プレスリリース、ポスター等による宣伝経費などを含んでいる。

4. 運動の監視体制

ブルーフラッグ運動の顕著な特徴は、フラッグは賞として与えられるが、取り消されることもあるという点である。これを実行するためには、各ビーチが実際に基準を満たしているかどうかをチェックしなければならない。しかし、そうしたチェック体制のための予算を潤沢にもっていない国内組織も多い。国によっては毎週チェックするところもある一方、年に一度しか検査しない国もある。

数はひとつの国に1件か2件に過ぎないが、毎年のようにブルーフラッグを取り消されるヨーロッパのビーチが出ている。フラッグ取り消しは決して単なる脅かしではなく、現実の問題なのである。事実、必須基準が満たせなくなったら、自ら旗を下ろすというのが賞の付与の条件のひとつとなっている。これもまた多くの国で採用され始めた自主規制の新しい形であり、

アイルランドのブルーフラッグ基準の監視奨励表示の実例

European Blue Flag Awards 1995

“THIS BEACH IS UNDER OBSERVATION BY YOU”

At the Irish Jury meeting held in April 1995 it was decided that a notice highlighting matters which the Jury feels need particular attention should be displayed at each beach.

You, the beach user are the key. You can point out to the Local Authority any problems you see. This will help keep the beach up to the high standard needed if it is to keep the flag.

Please contact either Louth County Council at tel: 042-35457 or An Taisce - National Co-ordinators Blue Flag Scheme at tel: 01-4549248 if you have any comments.

Beach name: Clogherhead

Matters under Scrutiny at this beach:

- 1. Vandalism in the toilets**
- 2. The caravan park**

**An Taisce
Caring for Ireland's Environment**

An Taisce - The National Trust for Ireland, Tailors' Hall, Back Lane, Dublin 8.

この中で市民も一役買っている。上の掲示はアイルランドがこの問題にどのようにアプローチしているかを示す見本である。

第3章 ブルーフラッグ選定の規準

ブルーフラッグの資格を申請するためには、「水質」、「ビーチの安全管理」、「環境に関する情報公開と教育」の3分野において、一定の基準を満たしていなければならない。基準のうちのいくつかはブルーフラッグ資格を得るための必須条件であるが、他のものは必須ではないが満たしていることが望ましいガイドラインであり、満たしていれば、審査の際に考慮される。本章ではこれらの必須基準と推奨基準について解説する。なお、FEEEが発行している正式の規則とその解説を付属書として再録しておいた。

ブルーフラッグ資格を取得するためには、これらの基準を満たすことだけがすべてではない。欧州審査委員会では、将来の環境改善計画や教育計画も判断材料に加えている。ヨーロッパ大陸の大きさと地理的多様性を考

えれば、各地のビーチに求められるものがそれぞれ大きく異なるということを理解することも必要である。例えば、フィンランド北部のほとんど人のいないビーチと、地中海沿岸の大都市付近の広大で混雑するビーチでは求めるものが異なるのが当然である。よって、各国の運営組織は、何を必須条件とするかについて、自国の条件に合わせて指針の全部または一部を自由に定めてよいとされている。例えば英国では、全ての指針を必須条件として扱っており、ブルーフラッグを掲げるためには、それらのすべての条件を満たしていなければならない。

1. 水質

ヨーロッパのビーチの水質は多様である。見た目のきれいさは別として、汚染された海で海水浴をすれば

健康上重大な被害を被る可能性があり、問題である。起こり得る健康被害の主なものは下記のとうりである。

- * 下痢、腹痛、吐き気、熱などの症状を含む胃腸感染
- * 皮膚や耳への感染
- * 皮膚の痛みや痒み
- * 目、耳、喉の痛み
- * 気管支系アレルギー

汚染された海で海水浴をしたり、スキューバダイビングやサーフィンなどのスポーツをすれば、誰でもこうした被害を被る可能性があるだけでなく、水際で遊んだり、濡れた砂の上に長時間いるだけでも影響をうける場合がある。

汚染源

水質汚染の主な原因は農業排水、未処理または不十分な処理の排水・下水、産業廃棄物、工場や発電所からの温水汚染などが挙げられる。この中で、未処理の下水が最も一般的な汚染源であり、海岸汚染の一番の源となっている。先進国を含む多くの海岸で、今も下水が未処理のまま直接海へ放出されている。

水質パラメータ

主な病気の原因は、微生物からの感染によるものなので、ブルーフラッグ運動ではその微生物を全大腸菌 total coliforms、糞便大腸菌 faecal coliforms、糞便連鎖球菌類 faecal streptococci の3種の数値の関連で水質を表示している。これらの菌は人間の腸内に大量に存在する無害のバクテリアで、水質（特に海水中の下水汚物含有度）を知るための判断材料として広く使われている。大腸菌のほかに連鎖球菌を調査対象に加えるのは、連鎖球菌が大腸菌よりも長生きし（連鎖球菌が数日から数週間生きるのに対し、大腸菌は数時間から数日しか生きられない）、大腸菌が死滅した後でも、連鎖球菌の有無で海水の汚染度を知ることができるからである。

右の表（省略）は世界保健機関（WHO）、米国環境保護庁（USEPA）、欧州経済共同体（EEC）の水質基準である。それぞれ少しずつ差があり、ブルーフラッグ運動では1975年に定められたEECの基準を使用している。しかしながら、先にも記したとおり、ブルーフラッグ基準は常に改善され続けており、現在使用

ブルーフラッグの水質基準

必須基準

1. 水質は、大腸菌全体、糞便大腸菌、糞便連鎖球菌含有度に関するEUの理事会指令の条件を満たすものでなくてはならない。検査用のサンプルの収集は海水浴シーズン開始の2週間前に始め、期間中2週間ごとに行う。初めの2種の大腸菌については80%以上のサンプルがEUのガイドラインを満たし、糞便連鎖球菌については90%が満たしてはならない。また、前2者については、5%以上がEUのガイドラインの数値を上回ってはならない。また、シーズン中は、水質に関する情報をビーチに掲示し、定期的に情報を更新しなければならない。
2. 産業廃棄物や排水がビーチ区域の環境にいかなる影響も与えないこと。
3. ビーチと直近の後背地の開発は、公式の開発計画と関連の法規に従うものとする。
4. 下水その他の原因による強い汚染、目に見える汚染があってはならない。
5. 目に見える炭化水素汚染があってはならない。

推奨規準

1. 汚染事故に対処するための、現地に則した緊急対策を用意しておくこと。
2. 海藻や植物をビーチに堆積させたり、腐敗するまで放置してはならない。

しているものも変わる可能性がある。とくに最近の研究で全大腸菌および糞便大腸菌の量の測定より、エシェリヒア大腸菌という特定の大腸菌を測定した方が有効との結果が出ている。事実、フランスやデンマークなどいくつかの国がすでにこの方式に変更している。また、最近EUが水浴のための水質に関する指令を提案しているので、その内容を右の欄に併せて掲載した。さらに、世界保健機関も米国環境保護庁も、従来の基準を拡大ないし再検討する動きを見せている。これらの基準は、最近まで主に胃腸感染を防ぐことを目的としてきたが、これからは、アレルギー反応なども対象に含め、さらに砂浜の美的景観にもこれまで以上に配慮することになるであろう。使用済みの皮下注射器などの医療機器の残骸がヨーロッパの海岸で増えつつあるが、これらは見た目には汚いだけでなく危険である。

ブルーフラッグ基準では、他の微生物や水の科学的、物理的の属性を観測することを特に強制していない。しかし、できれば他の多数のパラメータについても定期的に観測することを薦めており、ブルーフラッグの国内審査委員会が、関係省庁の参加を得て、他の項目に問題がある申請者に対して適切な対策を講じさせることを薦めている。

例えば、ウイルス性の汚染があった場合などは、検査対象を拡大する必要がある。とくに腸内ウイルスによる汚染の場合、伝染性のものもあるからである。腸内ウイルスの観測が現時点では困難な上に費用がかかるので、当面は代わりにバクテリオファージ（溶菌性ウイルス）と呼ばれる一連のウイルスの検査をするとよい。この検査結果はウイルス一般の存在度と、特に腸内ウイルスの汚染度を知るデータを与えてくれる。同様に、サルモネラ菌による汚染が出たり、下水道の破裂などで地域が汚染されたりした場合には、サルモネラのレベルの調査が必要になるかもしれない。いずれにしても、アメーバや菌類からの感染が見られるなどの特別な状況が発生すれば、プシュードモナス・アエルギノサとかカンディダ・アルビカンスなど、異なる検査数値が必要となるのは当然である。

藻類も繁殖によって問題が生じるようなら検査対象とすべきである。藻の異常発生は、農業廃水に含まれる栄養物や未処理の下水によって引き起こされる。藻類は普段はそれほど密に繁殖するものではないが、栄養を大量に与えられると爆発的に成長し、あっという間に海を埋め尽くしてしまう。緑青藻類

はマリーナ・チアノファイト皮膚炎と呼ばれる炎症を起こす。渦鞭毛虫 dinoflagellates と呼ばれる赤藻類は神経毒を作り出す。異常発生時にはその毒は危険なレベルにまで達する。藻の異常発生を防ぐのは困難である。異常発生が起きる場所では、水質の定期的な調査を行い、異変をいち早く察知することが必要である。異常発生が頻繁に起こる場所では、緊急対策を練っておくべきである。

温度と酸性度の2つは、海水浴場の水に関わるもっとも重要な物理的特性である。温水汚染や産業廃水の排出により、水温が30℃以上になるようなことがあってはならない。また、PH値は6.5から8.5の間でなければならない。これ以上アルカリ性または酸性に偏ると、目を痛める原因となる。

美観への配慮

ビーチの美的景観は、視覚・嗅覚・味覚の3感にとって重要である。それぞれを性格づけるのは困難なので、ブルーフラッグではいくつかの景観基準を設けている。その基準とは海水中に下記のようなものが存在しないことである。

- * 不快な堆積物や堆積物を構成するものになるもの
- * 水面に浮いているごみや油
- * 不快な色や臭いや味のするもの、水を濁らすもの
- * 海水の異常な変化（例えば藻の異常繁殖）を生むものになる物質や条件

サンプリングの条件

水質検査用のサンプルは、複数の個所で組織的に採取しなければならない。その個所数は、ビーチの利用者数、潜在汚染源との距離、汚染が最もひどくなるピーク期間などを考慮して決定する。

サンプルは、最低水深1メートル以上、岸から数メートル以上の場所から採取し、無菌容器に入れなければならない。その際、調査員はビニール手袋の着用が求められる。サンプルは、保冷・遮光容器に入れ、採取してから4時間以内に分析研究所に運び、迅速に分析を行わなければならない。検査を担当する研究所は、他の機関、例えば国などに保証された独立の組織であり、分析に必要な設備をもち、効率的に分析が行える体制にあることが必要である。

サンプルの採取は、水浴シーズンが始まる2週間前に始め、シーズンが終わるまで、最低でも2週間おき

に実施しなければならぬ。また、最低値を知っておくために、シーズン以外にもサンプルを採取することが望ましい。

公衆への情報提供

現在、環境一般、とくに海水浴場の水質に関心を示す観光客が増えている。このことは休暇地を選択する際の基準となりつつあり、観光客は客観的な情報を望んでいる。それに、観光客は、自分達が代金を支払って使用する施設に関し、最大限の情報公開を求める権利を有しているとも言える。このような情報を提供することは、同時にビーチ利用者自身が砂浜と海をきれいに使用し、衛生状態を保つよう促すことにもなる。

そのため、全ての海水浴場の水質データを公表し、定期的に情報を更新しなければならない。必要なら、実施中または実施予定の水質改善計画を併せて掲示すべきである。このような情報は、ビーチに掲示するのはもちろん、市役所やマリンスポーツクラブ、セイリングクラブ、あるいは応急救護や人命救助を行っている所にも掲示するのが望ましい。

汚染抑制措置

地方自治体は海へ流される全ての廃水を調査し、水質をモニターし、汚染原因とその身体への影響を調べ、もし汚染が健康に有害であると判断すれば、汚染海域での海水浴を禁止する義務がある。

海へのごみの投棄が海岸に近いところで行なわれている場合、観光ビーチが近くにあるとか、自治体が水質検査の分析技術を持っていない場合は、禁止の措置を取らなければならない。調査によって身体や環境に悪影響を与えないと判明すれば、投棄・排出が許可される場合もあるが、地方政府または中央政府が、程度に差はあれ、全てのごみの投棄や廃水の流出を法的に規制するのが望ましい。例えば、風や潮流や波による自然の浄化作用のある地域なら、生活廃水をフィルターを通し、排水溝を経由し、海岸から十分に離れた水域に円錐放出口から放出する場合は無害である。しかし、このような条件にない場合は、きちんと処理しなければならない。特に、病院などから出される危険な廃水については、事前処理が必要である。

効果的な衛生処理スキーム（収集と処理を含む）は費用がかかるが、次第に多くの海岸地域で採用されつつあり、ブルーフラッグ運動がこのスキームの導入の

促進役を果たしている。重要なことは、財政の許す範囲内であるとはいえ、ビーチの衛生を確保する有効なスキームが作られてきたということである。それ故に、いくつかのケースでは、衛生設備の不足にも関わらず、まだそれほど汚染されていないビーチが、このスキームを導入する計画を進めているという理由でブルーフラッグを授与されたケースもあるのである。

2. ビーチの安全管理

ビーチの安全管理については、簡潔に「ブルーフラッグの掲げられるビーチは清潔で安全でなければならない」と述べられている。

清潔

第一に求められることは、ビーチ利用者の出す全てのゴミを取容できるに十分なゴミ箱を設置することである。ゴミ箱は、最低1日1回定期的に空にし、きちんと管理しなければならない。ビーチに設置する場合は、ゴミ箱にふたをし、25メートルを越えない間隔で設置しなければならない。ビーチに設置する代わりに、大型のゴミ容器をビーチへの通路ごとに設置し、観光客に自分の出したゴミをゴミ箱まで持参させるようにしてもよい。

観光客や他のビーチ利用者が、自分たちの出したゴミを全て処分するとは限らないので、ビーチ区域の定期的な清掃も必要となる。ブルーフラッグの推奨基準には、海水浴シーズン中は毎日ビーチを清掃するよう記してあるが、毎日清掃する必要がないことが明らかなら、この推奨基準は適用する必要がない。

ビーチをきれいに保つ手段のひとつは、清潔な水洗トイレを設置することである。平均して男女それぞれ100人に1つの割合でトイレが必要である。なお、身体障害者用のトイレの設置は推奨基準とされているが、一般用のトイレの方は、設備がないとビーチ環境の悪化が早く進み、ひいては危険レベルにまで水質が汚染される可能性があるため、必須基準とされている。全ての下水や廃水は、水漏れ防止加工されたタンクに溜めて定期的に処理するか、直接浄水場に送らなければならないため、適切な衛生設備の設置には高額の費用がかかる。

同様の理由から、犬や馬、その他のペットが海岸にくることも制限すべきである。ブルーフラッグは細かな条件を決めていないが、それぞれの国の関連の法律

を守ることを訴えている。多くの場合犬はビーチには入れるべきでないし、ビーチの近接地区ではどこでもつないでおくべきである。

また、ビーチの全ての建物と設備を美的かつ安全的観点から適切に管理することも、推奨基準の一つである。建設工事を行なわなければならない場所では、交通の制限をし、ビーチ利用者に危険の及ばぬよう注意を払わなければならない。

安全

シーズン中は、ライフガードの配置と適切なライフセービング標示によって、溺れる危険を回避しなければならない。このような標示が置かれることは、安全面に関する施策のほんの一つに過ぎない。この標示は、はっきりと掲示され、警告を与え、理解しやすいものでなければならない。ライフガードのいない所では、100mから200m間隔に置く必要がある。同様に、ライフガードのいる時間と彼らが巡回する区域は、ビーチ案内所に掲示するとともに、ビーチ自体に旗や標識を掲示して案内すべきである。ライフガードは、ライフセービングのための資格を持つ者でなければならない。

公衆電話の設置も推奨基準とされている。電話はビーチのどこからでも徒歩3分以内でかけにこられるように配置し、かつ、故障していないかどうか毎日チェックする必要がある。警察や地区の病院などへの直通電話を設置することも良いアイデアである。

応急処置所の設置は必須条件のひとつである。応急処置所には、資格を持つスタッフを、それと見分けられるユニフォームを着るか、表示を身につけるなどして配置するのが望ましい。

ビーチの周辺地帯の安全は、海辺での安全と同じくらい大切で、駐車場から海岸への道の安全にも配慮しなくてはならない。道の険しい所では、観光客は崖をおり始める前に警告を受けるようにすべきである。

ビーチでは、車の乗り入れは公用のもの以外は禁止し、シーズン中は自転車の競争走行も禁止すべきである。ごみの廃棄や無許可のキャンプも同様である。

あるリクリエーションが他のリクリエーションに対して危険を及ぼすことがあるので、活動によっては指定区域を設ける必要がある。例えば、ウィンドサーフィンや水上スキーは、海水浴が行われる所では禁止すべきである。互いに軋轢を起すおそれがあったり、他の利用者に危険が及ぶ可能性がある場所では、ビー

ビーチの管理と安全に関する基準

必須基準

1. ごみ箱は適当な数を備え、適当に維持管理し、定期的に空にしなければならない。ビーチに堆積するごみや海藻類、その他の汚染物質についての規則を設けなければならない。
2. 清掃が必要なビーチでは、シーズン中は毎日清掃しなければならない。
3. 海水浴シーズン中のビーチ内では、許可を得ていない自動車の乗り入れを禁止し、自転車や自動車の競走、ごみ捨て、無許可キャンプを許してはならない。
4. ビーチへのアクセスは安全でなくてはならない。
5. ビーチ利用者相互間および利用目的相互間、例えば環境保護の立場とリクリエーション目的の利用の間に発生する対立については、積極的に調整役を果たす。リクリエーション諸活動が並立し難いときは、ゾーニングを行う。
6. 下水処理を含む適切な清潔・衛生施設を備えていなくてはならない。形式は分離漏出防止タンクによるか、もしくはパイプにより下水処理施設に連結しているものとする。
7. 海水浴シーズン中は、ビーチの監視人を置き、併せて/もしくは、救命設備を含む適切な安全確保の体制を整えなければならない。
8. 救急設備を備え、かつ、その存在をわかりやすく表示しなければならない。
9. ビーチにおいては、犬、馬、その他の家畜類に関する国の法律を厳格に適用し、これら諸動物の行動を規制しなければならない。

推奨基準

1. 飲料水を供給する設備を設ける。
2. 公衆電話を設置する。
3. 身障者用のアクセス通路とトイレット設備を設ける。
4. ビーチの建造物や施設は適切に管理しなければならない。

チの利用区分を設けるのがブルーフラッグの条件である。

ブルーフラッグの安全規定は項目ごとに個別に決められているが、安全確保はしっかりした全体計画が

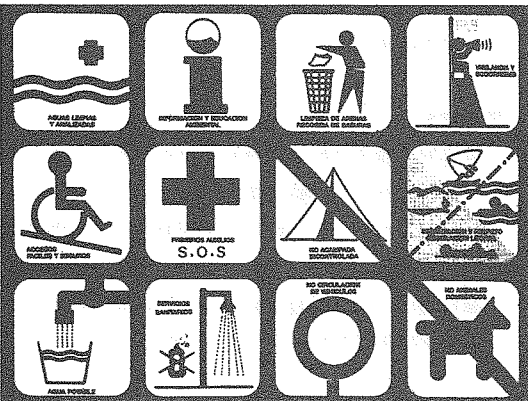
あって初めて最善のものとなる。全体計画を作成するには、事前の危険度審査が必要である。ブルーフラッグの国内運営組織は、この危険度審査をどのように行えばよいかという情報を提供することができる。

3. 環境に関する情報と教育

ブルーフラッグ運動は、教育と訓練、市民の認識向上を重視している。この面での運動のターゲットは、訪問客、児童・学生、地元住民および海岸の環境に責任を持つ全ての関係者であり、全体目標は、海岸環境に対する理解の増進と海岸管理の改善である。

より具体的な情報を提供することも運動の目的である。よって、第一の条件は、海が汚染されたり、高波や海が荒れるとき、藻の繁殖などで安全が脅かされるときは、ただちに警告を出せるようにすることである。この条件は、利用客への情報提供を義務づけるもので、海水浴の水質に関して危機管理的汚染対策が必要であるとする推奨基準に対応するものである。公衆への警告には、メディアを通して伝えられる情報、海岸での掲示、市町村オフィスや観光案内所で流す情報などが含まれる。

このほか、ブルーフラッグ運営組織は、申請者に対し、保護地区や貴重な保護動植物に関する関係者との協議が実施済みであるとの証明を求めている。関係者の中には、当然地元の自然保護団体も含まれる。ほとんどの場合、保護地区や保護動植物の存在はきちんと明示しておく必要があるが、そうすることがかえって壊れやすい環境や希少動植物を危機に晒す恐れがあるような場所では、控えた方がよい場合もある。この種



現在ヨーロッパのビーチの多くで、ビーチの管理と安全のためのブルーフラッグ基準をこのようなわかりやすい共通標識で示している。

の情報は、ビーチに関する次のような情報と併せて掲示するのが最善であろう。

- * 海水の水質データ
- * 自動車および自転車の駐車場の位置
- * 安全情報
- * ペットの制限を含む利用規制
- * ブルーフラッグの基準
- * ブルーフラッグ運動の国内事務所の住所

ビーチの安全に関わる英国の規制

英国におけるビーチの安全規制は、王立救命協会と王立事故防止協会の協力を得て、ブルーフラッグ国内委員会が定めている。その概要は下記の通りである。

- * 救命隊員がパトロールしている区域を赤と黄色の旗、サーフィン用の区域を白と黒の旗、危険区域を赤い旗、要注意区域を黄色い旗、平穏な区域を緑の旗で、それぞれ表示する。
- * 緊急自動車のビーチへの進入コースを指定する。
- * 10:00～18:00の時間帯に、ビーチでの救急サービスの提供を義務づける。
- * 10:00～18:00の時間帯に、ビーチ監視人を置く。
- * 発生した緊急事態については全て記録にとどめる。
- * 汚染関連の事故に対処するための緊急対策を事前に作成する。
- * ビーチのどこに居ても徒歩3分以内に到着できるように公衆電話を配置し、毎日その状態をチェックする。
- * ビーチの利用に関する行動規範と法的規制をよく見えるように掲示する。
- * 有害魚、水中の物体、潮流や波などのあり得べき危険についての情報を提供する。
- * ビーチへの安全な通路を確保する。
- * 海底が急激な深みに傾斜するビーチ、危険な潮流や底流のあるビーチなどは、ブルーフラッグの対象としない。
- * 異なるタイプのビーチ利用者相互に軋轢が生じたり、両立できない状況のときは、ゾーニングによって解決を計らなければならない。

*検査用サンプル抽出地点の掲示を含む海岸の地図
これらの情報は、海岸に通ずるすべての道、応急処置所、海岸管理事務所に掲示されるべきである。またブルーフラッグ運動は、ブルーフラッグの基準を満たさなくなった海岸はブルーフラッグの掲出をやめることを義務づけている。

ブルーフラッグの最後の必須基準は、FEEEの基本目的に関わるものであり、海岸地の当局は、少なくとも

も以下の5つの海岸環境に関する教育活動に参加しなければならないとしている。これらはFEEEの活動を促進することが目的である。

- * 海岸環境の保護に関する知識と配慮の増進
- * 環境問題に関する地元住民と観光サービス提供者の教育・訓練
- * 海岸環境問題に関わる意思決定への地元住民の積極的参加

情報提供と啓蒙のための ブルーフラッグ基準

必須基準

1. ビーチの全体または一部が強く汚染される恐れがあるか、すでに汚染されたと判断される場合、もしくは他の理由で安全が損なわれた場合、ただちに広く警告を発しなければならない。これには嵐によってビーチにもたらされる危険物質も含むものとする。
2. 対象地域の環境保護地区や希少・絶滅危機種の動物に関する情報は、公にすることがかえって逆効果をもたらす恐れがある場合を除き、掲示し、あるいは観光情報の一環として提供しなければならない。この目的で提供する情報には行動規範を含めるものとする。
3. 担当当局は以下を実施しなければならない。
 - * ビーチ内または隣接箇所に水質に関する最新情報とサンプル採取場所を掲示する。
 - * 掲揚するブルーフラッグそのものにできるだけ近い場所に、ブルーフラッグ受賞基準を掲示する。
 - * 必須基準のどれかひとつでも満たされなくなったときは、ただちにフラッグを除去する。
4. 担当当局は海岸地域に関連する教育目的の活動を5つ以上模範実演できるようにする。
5. ビーチ利用と行動規範に関する法律は、要請があればただちに情報として提供する。例えば観光案内所、市役所、救急施設などで。

推奨基準

1. 環境広報センター、生態研究所、その他類似の公的施設や学校の環境教育施設などをビーチ利用者の利用に開放する。

情報・啓蒙分野でのデンマークの 活動事例

啓蒙活動

- * 海岸環境における良き行動を紹介するパンフレットの発行と配布。国内委員会が発行し、地方自治体が配布する。
- * 海水浴の水質に関わる規制とパラメータを解説する冊子の出版。
- * 海洋環境についてのブルーフラッグ情報センター（複数）の設置
- * 海岸地域の環境を知るガイド付ツアーの開催
- * 海洋生態や漁業技術を知る海上ツアーの開催
- * 地区の下水処理プラント訪問ツアーの開催

教育活動

- * 学生・生徒によるブルーフラッグ情報センターの視察訪問
- * ビーチ、砂丘へのエクスカージョン、およびボート・ツアー
- * 全国の学校カリキュラムへの海岸環境についての教育の導入

研修事業

- * 長期失業者に対するブルーフラッグ・ガイドになるための研修の実施
- * 試験所スタッフに対する定期的なテーマ別講習の実施
- * 自治体レベルの政治家・行政官とブルーフラッグ関係者との年次会合の開催

*観光やリクリエーションのための地区の持続可能な利用の促進

*意思決定者や資源管理者に対する教育

最後に、この分野での推奨基準のひとつとして、ビーチの利用者が地元の自治体や学校が運営する環境センターやエコロジー研究所、ないし類似の施設をいつでも訪れることができるようにしておくことが上げられている。なお、前ページの例はデンマークの広報、教育、情報提供に関わる活動を示すものであり、この面での優れた事例を提供している。

第4章 ブルーフラッグ運動から学ぶべきこと

1. 運動成功の理由

ブルーフラッグ運動は成功した。1985年に開始して以来、運動の規模、対象範囲、影響の大きさなど、どの面でもひたすら拡大を続けてきた。下の表は過去11年間にビーチに授与されたブルーフラッグの全体の数と国別の数を示したものである。受賞数だけが成功の印ではないし、実態を正しく反映しているといえるわけでもない。国により年によって受賞数が落ち込んでいる例もあるが、これらは運動に対する興味が低下し

たためではなく、むしろ受賞基準が次第に厳しくなってきたことを反映するものである。

ブルーフラッグ運動の成功の理由は、主としてその基本理念によるものであり、それらは次の通りである。

*賞を得たビーチの努力を顕彰する積極的な姿勢

*国レベル、地方レベルの膨大な数の団体を巻き込む広範な運動参加。これが成功のカギである。

*運動に参加する人が自らブルーフラッグ基準を遵守する責任を負う自発型の運動

*地域の利害や経済的利害に左右されない独立した授与システムの運営

*選定基準を時とともにより高くより多くする継続発展型の運営

*国内やローカルのレベルを超える国際性

*有効期間を1年限りとすることによる申請者の継続的な改善努力の保証

ブルー・フラッグ運動はいろいろな形で運動を拡大している。まだ加盟していない国でも、いずれ加盟することを見越して試行的プロジェクトを行なうことを奨励しているし、ビーチやマリナーだけでなく、内陸の自然水域にも対象を拡大している。そして最も重要なことは、ブルーフラッグ基準の設定を、個々のビーチ中心の決め方から沿岸地域全体を対象とする市町村

1985～1995のブルーフラッグ授与数の推移

	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95
ベルギー					24	4	21	0	3	7	5
ブルガリア											1
デンマーク				42	89	128	173	168	129	139	169
フィンランド											2
フランス	11	43	87	107	124	103	104	78	61	76	82
ドイツ				13	14	30	22	11			
ギリシャ				6	6	82	178	235	237	287	282
アイルランド				19	36	48	66	54	61	55	66
イタリア				5	17	27	55	25	36	43	33
オランダ				8	7	21	30	9	19	12	13
ポルトガル			74	68	107	101	96	50	102	96	111
スペイン			65	106	120	137	170	206	229	306	307
スウェーデン											1
トルコ										12	5
英国			18	17	22	29	35	17	20	17	18
合計	11	43	244	391	565	710	950	853	893	1050	1095

注 フランスとイタリアは個々のビーチでなく、該当する市町村にフラッグを授与しているので、実際の実績の数には表より多く、1994年で合計1454か所、1995年で1463か所（訳注：2000年では1871か所）となっている。

の政策というレベルに格上げしたことである。

2. 試行プロジェクト

試行プロジェクトは、ブルーフラッグ運動を新たに実施しようとする国が運動にふさわしい条件を備えているかどうかを決定するために行なわれる。海水浴場の水質や安全性、危険な廃棄物の収集や処理、環境教育や土地利用計画などに関する適切な規制・政策や処理能力があるかどうかを見極めるのが目的である。これらのチェックは、ブルーフラッグ運動の対象となる地域において、当該地域の活動を刺激するだけでなく、国レベルの政策を改善するという二重の目標を持つものだけに、重要なポイントとなる。

ブルーフラッグ運動を推進する母体が設立されると、全国レベルと地方レベルのパートナーを特定しなければならない。推進母体とそのパートナーは、国レベルと地方レベルの両方でブルーフラッグ運動を実施する可能性を検討する。ふさわしいモデル地区なり、デモンストレーション効果のある場所が選ばれる。これらの試行地区が改善され、試行段階での評価を受ける。トルコはこのような形でこれまでに試行プロジェクトを実施した国の一つである。トルコは1993年に試行プロジェクトで12のビーチにブルーフラッグが授与された。現在トルコは正会員であり、初のEU外会員でもある。スウェーデンとエストニアは1994年に初めてマリーナの試行プロジェクトを実施し、スロベニアとキプロスとブルガリアは、1995年に国内ブルーフラッグ委員会を設置して試行プロジェクトを行なった。

3. 内陸の自然水域

ベルギーは内陸の自然水域をブルーフラッグ運動に組み込む推進役を務めてきた。ベルギーの運動母体はBond Beter Leefmilieuという名のフランダース環境運動同盟(the Federation of the Flemish Environmental Movement)であり、産業界の支援を受けている。1994年に国内審査委員会は15の申請に対し、7つのブルーフラッグを授与した。この運動の主な目的は、内陸の自然水域のリクリエーション利用に対する市民の認識を高めることと、政策担当者に水質の監視と汚水の管理に格別の配慮を促すことであった。内陸の水泳場や湖の周囲の自然遊歩道を表示したパンフレットの発行も運動に含まれている。ベルギーのプログラムの

成功と、このテーマのもつ潜在的な重要性のおかげで、他の国のブルーフラッグ運動も内陸の自然水域を対象とするようになったと言っているだろう。現にフランスの2つの地方も内陸の水域で非公式な試行プロジェクトを始めている。

4. 海岸環境への懸念

ブルーフラッグ運動はこれまで積極的に海岸の環境に関わってきたが、将来一段と進んだ展開を見せることが確実である。21世紀を迎える頃には、今より多くの新しい基準が導入されているであろう。予想される新基準には、ピークシーズの利用者数に基づく廃水処理の最低基準や、沿岸地域の管理計画の作成、新しいプロジェクトのための環境アセスメントの証明、観光産業の経営者をビーチ地区の環境維持に巻きこむリサイクルシステムなどを含むことになるだろう。

これらの問題は、いずれも海岸地域の将来を左右するテーマである。ブルーフラッグ運動が開始された当初、授与の基準は適切な廃水処理施設がなくても旗を掲げられる程度のものであった。すぐ裏の後背地にゴミ捨て場があるようなビーチでも、ビーチ自体がきれいであれば旗を掲げることが出来た。そうした問題点は、運動自体が目標を拡大し、現在のように、個々のビーチだけを見るのではなく、沿岸地域全体の環境管理を改善するという方向に方針変更することによってのみ解決され得るものである。

このことは、ブルーフラッグ運動に限らず、同種の運動をこれから実施しようとする国や地域にとって何がしかの参考になるであろう。そうした国や地域が新たに運動の母体を組織しようとするとき、とりあえずビーチの水質、安全性、清潔さを中心に考えるべきか、それとも、もっと大きな問題に最初から取り組む方がよいのであろうか。この間は、それぞれの固有の事情や条件を考慮して、当該の地域や国が答えを出すほかはないであろう。

5. ブルーフラッグ運動の有効性

ブルーフラッグ運動はヨーロッパでは極めて効果的であった。成功の理由は次のように整理できよう。

- * 受賞がそれほど困難ではない程度の基準から運動をスタートさせたこと
- * 欧州共通の基準を設定することに各国が同意したこと

*海水浴場の水質については、EC理事会指令による共通の基準がすでに存在し、共通の基準を設定する合意とその作成が容易であったこと

*ヨーロッパでは、ブルーフラッグ運動が海岸環境の重要性に対する地域住民の意識向上を高める活動を行なう上で、地方政府が大きな役割を果たしていること

ブルーフラッグ運動をヨーロッパ以外の地域に広げようとするときは、それらの地域や国の（ヨーロッパが経験したことがない）固有の問題や条件があることを忘れてはならない。この運動は、あくまで運動を展開する地域の状況に対応し、地域の環境を最優先にして進めらるべきものである。ヨーロッパ外への展開に関わる問題については、次章で論じることとする。

第5章 ヨーロッパ外への運動の展開

ブルーフラッグ運動は、本来EU（開始当時はEEC）諸国のために創設されたプログラムであったが、今日では東欧その他のヨーロッパの周辺諸国にまで広がっている。この運動が海岸環境の改善にとって有効な手段であると認識されたからである。欧州外の国々や地域で行われている類似した報償による環境改善のスキームも、ブルーフラッグ運動から学ぶべきところが多いであろう。

ヨーロッパ以外の国や地域にブルーフラッグのようなスキームを適用するためには、ヨーロッパとの地理的相違、社会・経済の相違、法律や制度の考え方の相違から生まれてくる違いをどのように調和させるかが重要である。

本章は、これらの相違を考察し、与えられた条件のもとで、新しい国や地域にブルーフラッグ運動をどう展開し得るかについての助言としたい。他の地域でもスキームの目的自体はブルーフラッグ運動と同じであろうが、実行に際してはその地域固有の条件に合わせた独自のイニシアティブによって展開されるべきだからである。

1. 地理的特性の重要性

熱帯や赤道付近のビーチは、ヨーロッパはもちろん、地中海のビーチとも大きく異なっている。珊瑚礁はこの地域のビーチの特徴であり、観光客を引きつける大きな要素であるが、珊瑚礁は損傷を受けやすいだけで

なく、新種の生物の進入によってこわされやすい。例えば、1960年代にオーストラリア東岸のグレートバリアリーフが、広範囲にわたってオニヒトデのために死滅させられたことがある。このような環境では、特別な保護が必要となる。

熱帯のビーチはオサガメのような珍種や絶滅のおそれのある動物種の巣である場合もある。このような場合も何らかの規制が必要となろう。例えば、ウミガメの産卵地として有名なトリニダード・トバゴの2つのビーチは、3月1日から8月31日までの産卵期は立入禁止地区になり、ウミガメの産卵行為を見学するには許可証を購入しなければならない。しかし、許可証によってウミガメが保護されるわけでないことはもちろんである。

このような理由から、生物多様性に恵まれ、動植物の珍種や絶滅のおそれのある種族の棲息地である熱帯・赤道地域でブルーフラッグ運動のようなスキームを導入するには、自然と環境の保護が重要なポイントとなる。さらに、ヨーロッパの海岸地域が高度に都市化されていることが多いのに対し、発展途上国ではそのようなケースは少ないであろう。しかし、途上国でも将来の開発の可能性や、豊かでエキゾチックな自然のもつ観光客誘引力は、将来海岸環境を脅かす危険を孕むことは明かである。そのため、ブルーフラッグ運動のようなスキームをこのような地域で開始するときの第一の目的は、予想される開発計画に対してブルーフラッグ制度が慎重なビーチ管理を行なう保証となること、観光のためのビーチの開発と使用が環境に及ぼす影響についての配慮を促すことである。

熱帯地域のビーチの条件は他の点でも違っている。地震多発地帯にある場合もあり、台風や竜巻など熱帯性の嵐の通り道に位置する場合もある。このようなビーチでは、安全のための優れた事前警告システムが必要となる。また、水に入る人間にとって危険なクラゲやサメを含む海洋生物の住む海岸では、これらについての警告システムも欠かせない。多くの熱帯地域のビーチでは、危険な海洋生物の存在を絶えずチェックする体制が必要であり、ブルーフラッグ運動のようなスキームを採用するに当たって、自然災害に対する対策も検討しておかねばならないであろう。

ヨーロッパの海岸で起きた問題の多くは、熱帯地域ではさらに深刻な問題となりうる。例えば、藻の異常発生は栄養分の多い暖かい海ではさらに起きやすい。

そのため、藻類に対する監視や藻との関連で起こるアレルギーや皮膚炎に対する注意も必要である。

ヨーロッパでは、海水浴シーズンは夏の数ヶ月に限られる。しかし、熱帯地域には季節がなく、したがって休暇シーズンに自然の中断がない。故に、熱帯の国や地域でブルーフラッグ運動のようなスキームを実施するためには、有効期限を設定するための自然の区切りがないので、どのようなシステムに体系化すべきか別途考慮する必要がある。同時に、営利目的の海岸の開発や使用と、地元の人々の需要や利害との間で公平さが保たなければならない。観光開発は持続可能でなければならないが、それは、生態学的に持続可能というだけでなく、経済的、文化的、社会的にも持続可能でなければならないからである。ブルーフラッグ型の運動を他の国や地域に導入する場合の最重点事項は、観光などの経済開発関係者と地元住民との対話を確保することである。

最後に、海水の化学的・物理的条件の調査は容易でない点を強調しておきたい。定期的な検査に必要な分析の施設がなかったり、部分的に欠けているだけで、調査が行えないからである。分析設備の不備が必ずしもビーチの安全性や海水の質を落とすわけではないけれども、都市化や観光地化に伴って開発が行われた海岸で水質データの調査システムがないのは致命的である。

このようなビーチでは、何らかの海水の定期調査の方法を導入するとともに、海岸や浜辺への廃水・下水の排出を強く制限するのが最善である。しかしその場合、規制によって廃水や下水が観光地やビーチを避けて、現地の人々が使用する海岸に排出されるようなことがあってはならない。現地の人々もまた、浜辺で釣りをして泳いだりするのである。

汚染された魚貝類を食べて感染する危険は、海水浴に伴う危険性よりはるかに高い。それ故、ブルーフラッグ運動のようなスキームは、あり得べき汚染を考慮した上での適切な水質調査を導入すべきである。そうすれば、訪れる観光客の安全を保証するだけでなく、地元の人々の安全にも資するものとなり、住民の生活の質の向上にも寄与することになる。

2. 社会経済的な問題

ブルーフラッグ運動の成否は地方政府のイニシアティブに負うところが大きい。しかし、ヨーロッパでは

地方政府の権限がかなり大きい、他の地域では必ずしもそうではない。事実ヨーロッパ外のある地域では、地方政府の権限は極端に弱い、あるいは無いに等しい場合がある。市町村レベルの政府はほぼどこでも存在し、地元の利害を代表しているが、このレベルの組織には、ブルーフラッグ運動のような複雑な問題に取り組んだ経験はないといっている。さらに問題を複雑にするのは、ビーチの開発のようなケースでは、ヨーロッパ以上に民間が主要な役割を担っているケースが多い点である。ヨーロッパ外の地域、とくにアジアでは、リゾートのオーナーがビーチの使用と立ち入りの管理権を買い取ることがしばしばある。このことは地元政府の役割をさらに減らすことになり、計画実施のための協力機関が増えることになる。言い換えれば、民間部門を代表する協力組織としてリゾートのオーナーを味方にする必要があるということである。他に協力機関として有望なのが地元の観光機関である。発展途上地域では、ホテル協会が海岸の報償システムに積極的な役割を果たしうるケースが多くなるであろう。

同時に、海岸地域の開発と利用に対する民間部門の影響は、地元民のニーズと利害とのバランスがとれたものにとどめなければならない。観光開発は自然環境の面だけでなく、経済的、文化的、社会的にも持続可能であるべきだからである。ブルーフラッグを他の地域や国に応用する際の第一の目標は、観光などの経済界や開発関係者と地域住民との間に対等な対話と協調関係を確保することである。

このことは、ビーチやその周辺に住む人々が海産物で生計を立てているようなコミュニティではとくに重要である。このようなコミュニティでは、観光が付加的な収入源である一方、海産物資源や伝統的なライフスタイルに対する脅威でもあることから、ビーチ観光に対する複雑な関係を内包している。このような地域の開発計画は、こうした潜在的な矛盾を解決しなければならない。海岸観光は、ヨーロッパでも多くの場所、特に地中海の漁業にダメージを与えてきた。しかし問題が最初に生じたとき、その長期的な意味や海岸環境に及ぼす影響についてほとんど考慮されなかった。だから、ブルーフラッグ運動もこの分野の問題についてはほとんど経験していない。

経済の側面を見ると、海岸の報償制度の運営には費用がかかる。ヨーロッパの場合、国内経費は中央政府や地方政府からの補助金に加え、企業の賛助金や申請

者の取める手数料、ブルーフラッグの販売や会費などによってまかなわれている。企業の賛助金を求める場合は、企業の援助が審査の過程に影響しないことを保証する必要がある。他方、運動にはさまざまな局面があり、異なる政府機関から異なる目的の補助金が得られる可能性が十分ある。トルコのように観光省が水質調査の費用を負担している例もあるのである。

3. 法制面の配慮

ヨーロッパの内と外とを問わず、ブルーフラッグのような報償制度を採用する際には、次のような問への答えを用意しておく必要がある。

- * どのような機関（複数）が法的に海岸地域の管轄権を持っているか
- * それらの機関はどの程度相互に関係し、かつ協力するか
- * 現時点でどのような規制や基準が海岸資源の持続可能な使用のために存在しているか。例えば、海岸の建物規制、漁業権の制限、水質の基準、海岸へのアクセスの権利などの規制があるかどうか、などである。
- * いかにか効果的にこれらの規制や権限を行使するか
- * 海岸環境の改善運動を行う地元の実行力は何の程度あるか。例えば、海水浴の水質検査設備があるかどうか、など。

もし規制が全然なされていないか、あってもほとんど行使されていなかったりすると、報償の基準を定めること自体が困難である。しかし、規制がないならぬで、自主規制という手段が大変効果的にもなり得るのである。

4. 活動のためのチェックリスト

既に述べたように、海岸の報償制度を実施する際には個々の地域の条件に配慮すべきであり、したがって、国により地方によって異なるアプローチがあつてよい。ブルーフラッグのこれまでの経験に照らせば、ヨーロッパ外で同様の運動を試みる場合、実行に至る前に多くの項目について事前チェックを行なう必要がある。以下、9項目のチェック項目について概要説明しておこう。

1) 実行可能性の研究

最初にやらなければならないことは、この種の運動

が必要かどうか、必要なら関係者がこれを歓迎し協力するかどうかを見極める初期調査である。このフィジビリティ調査で調査すべき項目は以下の通りである。

- * 国や地域にとって、海岸観光がこの種の運動を正当化するに足る重要性があるかどうか、また、地元コミュニティ向けの運動を通じて地域の環境が大きく改善され得るかどうか
- * 地元コミュニティはどの程度海岸資源を生活の糧としているか
- * 海岸地域と資源の管轄権を誰が持ち、関係諸機関相互の関係と協体制度はどうなっており、運動を実施する際これら諸機関は支援してくれるか
- * 海水浴場の経営責任者は運動を支援してくれるか
- * 現在どのような水質規制が存在しているか、それらの規制は運動開始当初の基準の基礎として使用できそうか
- * 運動を促進し、維持し、監視する能力を地元がどの程度持っているか
- * 計画に必要な経費はどれくらいで、どのように調達できるか
- * 運動の範囲と実施する地域をどうするか
- * 一般市民は運動にどのように反応すると予想されるか

2) 既存組織の活用または新組織の設立

実行可能性の研究では、運動の実務を担う組織を決める必要がある。この組織は非政府機関とすべきである。スキームが幾つかの国にまたがる場合は、それぞれの国の国内運営組織のほか国際的な調整機関が必要である。国内運営組織は、海岸環境の保護に関係している既存組織を充てるのが最善の策である。国内組織が決まれば、この組織が各分野の代表を包含する国内委員会を設立することになる。国内委員会は、水質検査、海岸開発、観光、安全など、各方面の代表者を網羅するものにすべきであろう。この委員会が試行プロジェクトを実行し、後に、審査委員会を構成する基礎となるであろう。

3) 経費の見積りと資金の調達

必要経費は政府か民間に求めることになるが、実際には両方から得ることができるであろう。資金源が多様であることは管理を困難にするが、他方、特定の団

体や産業だけが強い影響力を行使する危険性を減らすことになる。発展途上国でも、資金の一部は申請手数料とか会費の名目で申請者から集める必要があるだろう。ただし、この種の手料は申請が出やすいよう当初は低くしておくべきである。制度が確立し、報償に対する一般の認識が高まれば、手数料を上げることも可能であろう。ヨーロッパでも英国をはじめ、手数料を大きな資金源としている国々もあれば、逆に全面的に政府と産業界の補助金に依存している国もあることはすでに見てきたとおりである。

4) 運動の範囲と地域の決定

実行可能性の研究の目的のひとつは、運動の範囲と実行する地域を決めることであるが、これの決定には、観光用と住民用を問わず、海岸全部をリストアップし、それぞれの資源の状況、個別の環境条件など、より詳細な分析が必要となる。これらの情報は、地域の現状の概況を示し、のちに報償の合格基準を決める際や、試行プロジェクトに取り上げるビーチの選定の際などに役立つであろう。

以上を検討の結果、ブルーフラッグ運動を、その4つの要素（環境に関する教育と情報、ビーチの特性、サービスと安全性、水質）ともども当該地域で採用するとの結論が出たならば、ブルーフラッグ運動の名称とロゴの使用許可を運動の主催者であるFEEEに申請し、承認を得なければならない。

5) 報償獲得基準の設定

報償の基準を作成するためには、個々の海岸に関する詳細な情報が必要である。基準は、何よりも最重要の環境問題に挑戦するものでなくてはならない。しかし、だからといって大半のビーチの手の届かぬような厳しい基準を作るべきではない。基準は運動が評価されるにつれて高めてゆけるし、またそうすべきである。

最初の基準を設定する時は、運動に関わるあらゆる関係者に配慮することが大切である。カギとなる関係者は、科学研究者や地方自治体、観光産業（関連私企業やビーチ業者など）や地域団体などである。報償の基準について考慮すべき点は以下のとおりである：

- * 環境や観光の優先課題に挑戦するもの
- * 達成可能であること
- * 事前に詳細を決めておくこと

* 期限つきの賞という原則を確立する（通常は1年もしくは1シーズン）

* 実態の調査と監視が可能であること

* 実行しやすいこと（最初はとくに）

最も複雑な問題は海水浴場の水質であり、ヨーロッパのブルーフラッグ運動の土台となった基本原理でもある。すなわち水質分析が可能な研究所や共通の基準がないと、この重要課題への取り組みがヨーロッパでの経験以上に難しくなる。WHO欧州センターは、黒海地域の水質調査のための条件の詳細な分析を行ってきたが、この点について以下の4つを主要ポイントとして挙げている。

* 決められた手続きによってサンプルを採取し、回収時まで冷蔵保存しておく作業をこなす訓練されたスタッフが得られるか。

* 近くに教育を受けたスタッフと十分な設備を備えた独立の試験所があるか。

* 採取してから4時間以内に分析ができるよう、迅速に試験所まで輸送できるか。できない場合移動検査施設を作れるか。

* 試験所は書面による報告書を作成し、規定時間内にビーチの管理機関や地方自治体に提出できるか。

試験所がない地区には、初期にはたとえ最小限のもので、水質検査に関わる何らかの規定を設ける必要がある。水質が現時点では良好であっても、水質検査の計画が立たなくては、やがて汚染を呼び込むことになるだろう。いずれにしても、上記の問いに答えることは、開始時の必要条件を決定し、技術的なインフラを開発し、職員を教育するために役立つであろう。

6) 市民への広報

初期の段階で大衆意識を向上させる最善の手段は、試行プロジェクトを実施して申請を募ることである。募集は、印刷媒体やラジオでの広報、関連自治体への文書での協力要請などの形で行われる。第1回の募集では、発表と同時に地方紙や全国紙から記事掲載用に詳しい背景資料の要望があるから、事前にフィーチャー・ストーリー（プレス用に事前に作成する説明資料）を作成しておかねばならない。また、潜在的な申請者への配布用に、地方レベルではどのように始めるかについて、簡単なガイドブックやハンドブックを作成しておく必要がある。一般大衆用に制度の内容を説

明したパンフレットも必要であろう。それらのパンフレットは、のちに賞を得たビーチにも配付する。ここに掲載の写真(省略)はそのようなパンフレットの例である。

7) 試行プロジェクトでの報償ビーチの選択

第1回の申請を受け付けると、最初の選定が行われることになる。この時、結果的に制度の悪評につながるような海岸を選択しないことが肝要である。ブルーフラッグ運動が成功したといえる理由のひとつは、運動に対する記事のほぼ全部が好意的なものであったということである。できれば、第1回で選定される海岸は、将来運動が成功した場合に報償を得るであろうビーチを代表するようなビーチであることが望ましい。

8) 試行プロジェクトの結果分析

最初のシーズンが終了したら試行プロジェクトの結果を分析する。この時こそ、基準をより高度のものに調整したり、試行プロジェクトの欠点を是正したり、問題点を把握する貴重な機会である。

9) 運動の開始

運動を開始する際は、フラッグにしろ他の賞にしろ、受賞と同日にビーチに賞(フラッグ)を掲げるとか、地域の行事に日程を合わせるとか、また、地方版や全国版の報道機関に働きかけて、できるだけ多く報道してもらうよう工夫するなど、広報効果を高めるべくあらゆるチャンネルを動員して相乗効果を得ることが大切である。これをうまくやれば、ヨーロッパのブルーフラッグ運動がそうであったように、少なくとも最初の数年間は、毎年申請ビーチの数が倍増するであろう。

5. 成功のための条件

ヨーロッパのブルーフラッグ運動から学んだことは、海岸環境の改善運動を成功させるためには、多くの前提条件があるということである。それらは下記の通りである。

- *運動は公明正大で、信頼できるものでなければならない。そのためには、独立の団体が運動を調整し、授賞の決定は独立の委員会が行なうようにすべきである。
- *授賞基準は妥当な基礎要件に基づいて作成し、事前に明示しなければならない。賞は基準を満たさ

なくなれば、取り消すことができるものとすべきである。いずれにせよ、賞の有効期限は1年を越えないものとすべきである。

- *運動は、まず、重要であって履行が容易な問題に取り組むべきである。その場合、何が重要であるかは、外部の専門家ではなく当該地域の関係者が決定する。運動の進展にもなって追加基準を組み入れたり範囲を拡大すればよい。目標は固定せず、継続的向上を目指すように設定すべきである。
- *運動への取組みは積極果敢でなければならず、また、傍目にも積極的に見えることが肝要である。
- *運動には海岸地帯の全ての利用者を巻き込むことが必要である。
- *運動を運営するためには、十分な教育を受けたスタッフが必要である。いない場合はスタッフの訓練施設が必要である。
- *公衆への啓蒙活動と情報の普及は運動の成功にとって不可欠である。この運動の最終目的は海岸利用者のための条件を改善することであり、大衆が運動の存在とその成果を知らないままでは、制度そのものの成功はありえないからである。

6. 結論

ヨーロッパのブルーフラッグ運動をモデルとしてこれから同様のシステムを始めようとする場合、ブルーフラッグ運動がその初期に経験したのと同じ問題に直面するであろうが、そればかりでなく、ヨーロッパが経験しなかった問題にも取り組む必要があるだろう。ヨーロッパとそれ以外の地域では、地理的条件、社会・経済的条件、法律・制度上の違いがあり、ヨーロッパでの運動とは異なる配慮も必要である。とくに発展途上地域で実施しようとする場合は問題が多いだろう。しかし、新たに制度を作ろうとする人達が、先人の知識と経験を活用できるということは重要なことである。新たに同様の制度を始める場合、財源を独自に確保しなければならないが、ブルーフラッグ運動や他の同種の制度での経験をいかした組織づくりをすべきである。時間がたち、複数の運動が始められるようになれば、途上国相互の南南協力による促進の機会も増えるであろう。あらゆる開発計画がそうであるように、経験の交換こそ成功のカギなのである。

新しい制度を始めるときは慎重であらねばならない

から、情報と経験の共有はとりわけ大きな意味を持つ。入念に計画し実行されるのでなければ、信用が得られず失敗に終わることになる。ひとつの運動の失敗は、その後の運動の成功のチャンスを減少させてしまうであろう。

新たな運動の範囲と授賞の条件は、実施しようとする国や地域のビーチの平均的な状況をもとに決定する必要がある。ヨーロッパのブルーフラッグ運動の歴史が示すように、数は少なくとも定義のしっかりした条件で始め、本報告書が紹介した成功の条件を心に留めつつ、年月をかけて強化してゆくのが最善である。

さらに、ヨーロッパのブルーフラッグ運動に刺激されて同様の報償制度を始めようとする国々は、是非IEEEに助言を求めることを勧めたい。ヨーロッパのブルーフラッグ運動に参加している国の指導組織は、海岸報償制度を創設し運営してゆく経験やアイデアの宝庫なのである。

デンマークにあるブルーフラッグ運動の国際調整組織はもちろん、各国の国内組織の指導者は、求められれば喜んで他の地域の国々に助言するであろう。

付属文書

ヨーロッパのブルーフラッグ運動の基準

ブルーフラッグを申請できるビーチは、当該ビーチの所属する地方行政当局が、ブルーフラッグを得ることによって積極的に来訪客を誘致するために選んだビーチとし、その選定は、ビーチとその直近後背地の収容力や環境特性を考慮したものでなければならない。

関係当局は、現在および将来予想される来訪客数による負荷、ビーチの管理や自然環境の管理に必要な人的物的資源の有無、どこまでの範囲をブルーフラッグ指定とするかについてあらかじめ検討しなければならない。

ブルーフラッグに指定する範囲ないし境界の決定や、提供する設備やサービスの量を明示する際に、地域計画者は以下を考慮しなければならない。

- * ピーク時と平均の1日当たりの来訪客数
- * 来訪客は1日の内にビーチを出入りするか、1日中ビーチに滞在するか
- * 実際に客が訪れているビーチだけでなく、波及効果を考慮して、ブルーフラッグを申請するビーチ

に隣接する海岸を含む海岸線全体を視野に入れること（波及効果とは、管理外の隣接ビーチの施設やサービスからの客の誘引や、廃棄物の影響などを指す。）

- * 習慣や好みの違う客に対して、タイプの違うビーチを提供する必要性
- * ビーチの特性（地質学的・地形学的特徴、動植物相、独特の景観ないし保護地区との関係）への配慮。後述の基準18は、ビーチやその周辺自然环境が、観光やリクリエーションのための利用によって危険にさらさないことを要求している。
- * 来訪客が求めるリクリエーション活動の諸タイプが、相互間および周囲の自然环境と両立しうること

(水質に関する基準)

1. ブルーフラッグを申請するためには、ブルーフラッグ運動の定める海水浴場の水質基準を満たしていなければならない。

海水の水質は、糞便大腸菌と全大腸菌パラメータに関する必須基準と推奨基準を満たし、かつ糞便連鎖球菌に関する推奨基準を満たさなければならない。

ビーチの少なくとも1箇所をサンプル採取の場所としなくてはならないが、より重要なことは、サンプルの数と場所が、直接および間接の潜在汚染源の場所を正しく反映するものであることである。

2. ビーチ地区に影響を及ぼす産業排水や下水の排出がないこと。国内運営組織の事務局は申請ビーチの排出地点を把握していなければならない。

ビーチ地域に排出地点が存在すること自体は、必ずしも当該ビーチを候補から除外することにはならない。

しかし、1. で述べたように、排出口が海水の衛生基準にどのような影響を及ぼすかを調査できるようにサンプル場所を設定しなければならない。

産業廃水に関しては、国内運営事務局がビーチ周辺の放出口を把握していなければならない。さらに所管の行政当局が以下を証明する書面を提出しなければならない。

- * 潜在的な汚染の影響が監視されており、
- * それが人々の健康に危険を及ぼさないこと

3. 汚染に対処するための地域の緊急計画

緊急の場合の対策が書面にされている場合は、これを申請書に添付すべきである。汚染の度合いや可能性について、一般の人々が知ることが出来るよう、メディア報道や他の適切なコミュニケーション手段による情報を、インフォメーションポイントに掲示しなければならない。ブルーフラッグ運動とビーチ管理の一体性を確保するために、廃水汚染などによって基準を満たさなくなったビーチは旗は降ろすという基本を守らねばならない。

4. ビーチと直近後背地は公的な開発計画や関連の法的規制従わなければならない。

施設の設置や土地の利用については、環境アセスメントを含む計画のガイドラインに従う。ブルーフラッグの申請者はこれらのガイドラインや規制を満たすものでなくてはならない。

5. 下水その他の廃棄物による高度の汚染、産業や都市の廃棄物の排出は禁止される。

ビーチが廃水、廃棄物、海からの汚染にさらされる場所に所在する場合は、救済措置がとられなければならない。(最善は汚染源の除去、出来なければ海陸両方での定期的な回収や除去作業)

廃棄物や高度の汚染について、地方行政当局やビーチ管理者は、ブルーフラッグを申請するビーチだけでなく、周辺を含む全体を考慮することが重要である。

ビーチの汚染源はたくさんある。近隣のビーチから、海から(クルーズ船、私有ヨット、その他諸々の船からの投げ捨て、河川から海に流れ出したもの、など)、そして後背地から、と様々である。

汚染源は一つ一つ確認し、緩和措置、改善措置をとらなければならない。

6. 油汚染は不可

ビーチの汚染の状況は常時チェックし、ビーチが影響を受けそうなら、緊急計画を作成しなければならない。(基準3参照)

市町村の陸上の汚染源も確認し、管理しなければならない。

7. 海藻や他の植物の堆積や腐敗への対策

藻類は一般的に海藻として受け入れられている。少

量の海藻は避けられないが、堆積させ、人々にとって不快で有害なものにさせてはならない。

(情報と教育)

8. ビーチ全体またはその一部の汚染がひどく、安全上の問題が生じたら、直ちに警告を発しなければならない。警告の対象には嵐による波浪や海藻の繁殖も含めるべきである。

この基準は、当然ながら基準3に関連している。2つの基準は地域の緊急計画という盾の表裏である。基準3は緊急計画の中の監視と対策を扱い、本基準は公衆への広報活動を取り上げている。

不測の事態に備えるため、メディアでの情報提供、ビーチはもちろん市役所や観光案内所での掲示を通して一般の人々に警告を発するための計画が作られなくてはならない。

9. 保護地区および希少ないし保護対象動植物保護の関係者との事前協議がなされていること、例えば地域の自然保護団体などと緊密な連携が取られていることを証明しなければならない。

対象地域の中には環境的にデリケートな場所もあり、その扱いのために特別な技術を必要とするだろう。そうした場合には、公認の地域の自然保護団体や他の関係者が相談を受け、問題が検討されたことを証明する必要がある。

多くの来訪者の存在が、動植物の生息地、野性生物、植物相、景観や地質を危険にさらすようなデリケートな地区は、この種の賞の対象から除外するのが適当であろう。

10. 以下を掲示する義務を負う。

- *海水浴場の水質と水質に関する最新情報
- *駐車場と駐輪場の場所
- *救急サービス、ライフガードの勤務、エリアパトロールのそれぞれの時間帯を含む安全情報
- *家畜に関する規制を含む地域の行動規範
- *ブルーフラッグの基準
- *ブルーフラッグ国内委員会の住所
- *ブルーフラッグ・ビーチの境界とサンプル採取場所を示す地図

これらの情報は主なビーチの入口の全てに掲示しなければならない。

11/13. 市町村当局は、地域の海岸環境に関わる認識の向上のための活動や教育活動を年間を通して実施し、そのことを積極的に広報すべきである。

環境教育は以下によりブルーフラッグ運動の目的を推進する。

- * 休養で訪れる人や海で生計を立てている人たちの海岸環境に対する意識の向上
- * 観光業に従事する人々の環境問題に関する教育訓練
- * 海岸環境管理の意思決定への地元関係者の参加の奨励と、観光・リクリエーションのための持続可能な利用の奨励
- * 政策決定者と資源管理者の教育

12. ビーチの利用に関する規制と適切な行動規範の説明冊子を観光案内所や市役所等で配布する。

(清 掃)

14. 適切なごみ箱を適当な数だけ設置し、維持し、少なくとも1日1回は空にする。

ごみ箱はふたがあり、質も見た目も適切でなければならない。ビーチのアクセス道路の反対側に置く場合、容量や利用客の人数や潮の影響によるが、ごみ箱の間隔は25メートル以内が望ましい。

もう一つの方法はビーチの各入口に大きめのごみ箱を置くことである。この場合は客が帰るときにごみをそこまで持ってきてもらう必要がある。

ごみ箱を選び、設置する場所を決めるときは以下を考慮する必要がある。

- * ごみ箱の容量
- * ごみの種類とごみが出るもと
- * 歩行者の交通量
- * ゴミ収集の方法とピーク時を含む収集間隔
- * 地域固有の事情。例えば強風や高波の可能性の度合い、ごみをあさるカモメの存在など
- * アクセスの条件。土地の高低や路面の状況など

15. 適切なビーチの清掃

ごみは溜めたり醜い状態に置くことは許されず、ごみ処理に関する国のガイドラインを全て満たしていなければならない。

ビーチの定期的な検査と清掃に関わる規則の制定が必要である。地域計画者は、さらに、管理されてい

ない近接ビーチからの影響にも注意しなければならない。言いかえれば、ブルーフラッグ・ビーチだけでなく、コミュニティ内の全てのビーチが定期的に清掃されるべきであるということである。

(管 理)

16. 許可されていない車の乗り入れ、ごみの投棄、無許可のキャンプを禁止する。

自動車のビーチへの出入りを防ぐ物理的防壁のない場所では、許可されていない車の出入り、ごみの投棄、キャンプを禁止し、そのことをきちんと掲示すべきである。

ビーチが広大で、車の出入り禁止が合理的でないと考えられる場合は、乗り入れる場所と駐車する場所の指定を行なって管理しなければならない。車が水際から一定の距離以上近づくことを禁止するとともに、車の入れない空間を設けなければならない。

同様に、訪問者をビーチまで運ぶシャトルバスや自転車の奨励など、代替手段も考慮すべきである。

17/25. 障害者(可能な場合)を含む全ての人々にとって、容易で安全なビーチへのアクセスを確保する。

駐車場や駐輪場からビーチやリゾート施設に至る道路は、途中の道の交差箇所を管理し、安全なアクセスを確保しなければならない。

駐車場は駐車場として整備された場所であってはならない。障害者用に確保してあるスペースには明確な表示をつけ、そこからリゾート施設まで容易に到達できなければならない。

ビーチに駐車せざるを得ない場所では、駐車する場所を限定し、管理し、安全を確保しなければならない(基準16を参照)。幅の狭いビーチでは、ビーチ上の駐車を認めてはならない。

アクセスのための歩道は安全でなければならない。安全の確保のため必要なら他の交通の規制や階段の設置などの対策をとらなければならない。歩道の整備に当たっては、風景や植生への配慮も忘れてはならない。また、可能な場合は、障害者用の特別のアクセスを設けるべきである。

自転車専用道路も可能な限り設ける事を奨励する。

同様に、適当な量の駐車場や駐輪場の整備が不可欠である。

18. 遊泳、サーフィン、ウィンドサーフィン、モーターボート、自然保護など、競合する海岸利用のニーズを調整し、それぞれを分離するゾーニングを行う。

遊泳者はあらゆる船から守られなければならない。同じモーター付ボートでも、乗用のボート、水上スキーヤー、パワーラフトはそれぞれ区分すべきであるし、モーター付でないパドルボートやセイルボートとは分離すべきである。

ある種の行動（とくにモーター付ボート遊び）にありがちな迷惑騒音についても配慮すべきである。

ゾーンの区分けについては、明解な区分図を情報提供場所やビーチの入り口に掲示し、印刷物にも掲載するほか、ブイ付のレーンではっきり区画しておくべきである。

同様に、リクリエーション利用と自然保護との間の対立も考慮し、調整しなければならない。もし、環境悪化につながるようなら（例えば、海岸の浸食、植物の除去、レジャーボートの船底による海藻類の破損やトイレ排水による汚染、モーターボートその他の騒音による鳥や動物の生活妨害、ダイバーによる海中生物の奪取など）、リクリエーション利用を容認することはできない。

以上のように、他の利用客の楽しみと安全を守るためと、周囲の環境保持のため、ある種のリクリエーション利用を制限、分散、もしくは他の何らかの手段を講じて管理することが必要である。

19. 障害者用を含む適切なトイレ設備を設け、毎日清掃し、きちんと管理する。

トイレの数は、最大数のビーチ来訪客のある時間帯から割り出した数としなければならない。

障害者用の設備はRADARキーの採用によって使用を制限することができる。また、トイレへのアクセスは、障害物や車の往来による妨害がなく、安全に行き来ができなければならない。

トイレの排出物は地中に浸透させたり、海に流出させたりしてはならない。

トイレの外観にも配慮すべきである。ビーチのほかの建物についても、自然環境や人文環境との調和を考えたものとすべきである。

(安全)

20. 夏期シーズン中のライフガードの配置および／または救命用具を含む適切な緊急時対策を行う。

レスキュー装備は安全対策の全体計画の一部に過ぎない。救命用具の設置場所はビーチのどの場所からでもすばやくたどりつけるよう、一定間隔を置き、よく見えるように設置しなければならない。設置の間隔はライフガードのいないビーチでは100メートルから200メートルごとに置くのが望ましい。全ての装備は定期的に点検しなければならない。

ライフガードによるパトロールの時間と区域は明確に規定し、明示すべきである。

ライフガードは、適切な公認訓練機関と判定機関によって資格を付与された者とし、資格付与の判定は有資格者の独立した判定者が行うべきである。

ライフガードは救命業務に専念し、ウォータースーツ・サービスや器具のレンタル、清掃、その他の仕事と兼務させてはならない。

また、ライフガードは込み合うビーチでも一目でライフガードだと分かるように、ユニフォームを着用するか、何か目印になるものを身につけることが望ましい。

ライフガードがパトロールする遊泳区域は明確に定め、インフォメーションポイントの地図上に明示し、ビーチには旗や具体的な目印を置いて明らかにしておくべきである。国独自の旗による区画明示システムがない場合は、下記の採用を勧めたい。

赤＝危険地帯

赤/黄＝ライフガードによるパトロール地域

黒/白＝サーフィン利用のみ

ほかに旗によって海の状態を知らせる警告システムを多くの国々が採用しており、そのシステムは下記のように交通信号の色分けを転用している。

赤＝危険

黄＝注意

緑＝穏やか

地域の計画者は、ビーチの危険度評価を行うことが絶対に必要である。その場合、可能なら適切な対応策を決定するために、国の関係当局が専門家の協力を求めることが望ましい。

21. 救急施設の設置とその位置の明示

応急救護体制は、有人の施設を設置するか、救急の器具・設備を手の届くところに備えるだけにするのかのいずれかである。混み合うビーチやファミリー用のビーチの場合は有人の応急救護所を設けることを強く勧めたい。当然ながら、応急救護隊員は有資格者でなければならない。

ビーチの監視は、とくに客の多いビーチのハイシーズン中は毎日行うべきである。また、ビーチの監視は、ライフガード、救急スタッフ、ビーチ管理人のいずれか、またはそのコンビネーションで行うべきである。

すべてのビーチの安全管理要員は、ただちに識別できる服装をし、適切な訓練を受けた者であり、かつ下記に精通しているべきである。

*監視義務の内容と関連必要事項

*当該箇所の事故発生の可能性に関する知識。例えば；

—危険区域、アクセスポイント、ゾーン区画、レスキュー装備の場所

—危険防止の対策の内容、例えば、旗の警告システム、安全情報、安全基準の数値の季節的变化や毎日の変化

—緊急時の対策、例えば、レスキュー設備、応急救護所、電話の所在、車のアクセスポイント等

*ブルーフラッグの基準

ライフガードにビーチ監視の役割を担わせる場合は、そのことによってライフガードの固有の責務がおろそかにならぬようにしなければならない。いずれにしても、ビーチ管理責任者は、その所在がはっきりわかり、機動力があり、臨機応変に救援を招集することができ、汚染の程度をチェックし、大衆に情報を提供できる存在であるべきである。

起こったすべての緊急事態を記録し、重大なものについては国内運営組織事務局に報告する体制にしておくことが望ましい。これらの記録は検査の要請があれ

ばいつでも提出できるようにしておくべきである。

緊急事態やレスキュー出動記録の報告は決まった様式によるべきである

22. ハイシーズン中の受賞ビーチには犬の連れ込みを禁止する。

海水浴シーズン中を通じ、隣接するビーチ帯を含む地域で、犬はつなぎ、管理下に置かなければならない。犬や馬やその他の家畜に関する国の法律を遵守し、動物たちの接近や行動は、どんな状況下でも管理下におかなければならない。

23. 飲料水源の保護と明示

新鮮な飲料水の供給源をトイレ設備のある区画、もしくは海岸線に設けるのはよいが、鳥や動物から水源を守る必要がある。噴水型の水飲み場だと好都合である。

24. ビーチのどこからでも容易に（徒歩5分程度）行ける公衆電話の設置と点検

電話が必要となるのは緊急の場合が多い。したがって、電話はよくわかる場所にあり、いつでも誰にでも使えるようにしておかなければならない。

26. ビーチのすべての建物と施設は高水準の維持を要求される。可能な場所では、建設工事の安全規制を実施し、ビーチ利用者の楽しみを妨げないようにする。

すべての工事現場や廃屋などは、一般人とくに子供が立ち入ることがないように囲いをつけなければならない。

また、ビーチ付近の建造物の外観にも配慮すべきである。とくに新築の場合は、景観や環境の基準に応じ、周辺の自然環境や人文環境と調和したものとすべきである。